

平成23年9月甲良町議会定例会会議録

平成23年9月9日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第4号 平成22年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第4 報告第5号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第5 報告第6号 平成22年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を求めることについて）
- 第7 認定第1号 平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第2号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第3号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第4号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第5号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第6号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第7号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第8号 平成22年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第9号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第10号 平成22年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第17 議案第22号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第23号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 第19 議案第24号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第25号 せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第26号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第27号 甲良町税条例等の一部を改正する条例
- 第23 議案第28号 甲良町暴力団排除条例
- 第24 議案第29号 町道の認定について
- 第25 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第26 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第27 同意第5号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第28 請願第1号 Kモール前交差点に信号機設置を求める請願書
- 第29 発議第10号 甲良町議会議長の不信任決議(案)
- 第30 発議第11号 甲良町議会副議長の不信任決議(案)
- 第31 発議第12号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)

◎会議に出席した議員(12名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 西川誠一 | 2番 | 丸山光雄 |
| 3番 | 丸山恵二 | 4番 | 木村修 |
| 5番 | 金澤博 | 6番 | 宮寄光一 |
| 7番 | 建部孝夫 | 8番 | 藤堂一彦 |
| 9番 | 河上達次郎 | 10番 | 山田壽一 |
| 11番 | 西澤伸明 | 12番 | 藤堂与三郎 |

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

| | | | |
|--------|-------|-------|------|
| 町長 | 北川豊昭 | 教育長 | 堀内光三 |
| 総務課長 | 山本貢造 | 会計管理者 | 山本昇 |
| 教育次長 | 金田長和 | 産業課長 | 茶木朝雄 |
| 企画監理課長 | 米田義正 | 人権課長 | 中山進 |
| 税務課長 | 建部真理子 | 建設課長 | 若林嘉昭 |
| 水道課長 | 茶木作夫 | 住民課長 | 中川愛博 |

保健福祉課長 川 嶋 幸 泰
保健福祉課参事 片 岡 聡

直売所準備室長 阪 東 克 美
総務課参事 陌 間 忍

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 大 橋 久 和

書 記 宝 来 正 恵

(午前 9時05分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 建部議員および8番 藤堂一彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの13日間と決定をいたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成23年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をさせていただきます。

7月30日には、待望のせせらぎの里こうら直売所がリニューアルオープンをいたしました。今回は、まず加工所として建てた128平米のうち96平米を使った売り場にてスタートを切りました。オープン当初からお客さんが沢山お越しいただき、商品がすぐになくなり、組合員さんに至急入替えをお願いするといううれしい状況でありました。8月5日にはBBC放送の「きらりん滋賀」のおいしがうれしが直売所特集でせせらぎの里が取材を受け、滋賀県下に生放送され、いいPRの機会となりました。せせらぎの里の新鮮で安心・安全な野菜、花、果物と生産者の熱い思い、心意気などを滋賀県下に情報発信することができました。

また、先に製品化しましたこうら天然水も、直売所に置くとともに「江・浅井三姉妹博覧会」会場で販売いただいたり、生協や彦根にも置いていただ

けるような販売拡大を図っているところです。

今後の予定として、県や町事業で順次駐車場やトイレ等の環境を整備していきますが、平成24年には本格的な直売所の建設となります。まさに地産地消の直売所の理念に合うよう、伐採から乾燥、製材まで地元の木材を使うため、地元木材利用促進事業として9月補正で計上いたしましたのでよろしくお願いいたします。

11月20日にはせせらぎの里を会場として農産物収穫体験、JR東海さわやかウォーキング、せせらぎフェスタを開催予定です。タイムリーにイベントや期間限定の福島応援の即売会など各種の企画でせせらぎの里への集客も図っていきたいと考えています。

企業関係では、古川ASの工場用地拡大は、3万2,000平方メートルの地元用地関係者との契約を済ませ開発許可の申請段階まで進んでおります。また、従来の工場敷地内に事務所棟の建設が予定されており、その文化財発掘調査も完了したところです。今後の税収確保に期待したいと思っております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第4号から報告第6号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成19年度決算から財政健全化判断比率および公営企業会計における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告し公表することが義務づけられました。平成22年度の状況は、実質赤字比率は実質収支が黒字のため比率は算出されません。特別会計および公営企業会計を含めた本町全体の連結実質赤字比率につきましても実質収支が黒字のため比率は算出されません。実質公債費比率につきましても、対前年1.6ポイント増加し、9.9%になりました。将来負担比率につきましても、対前年11.2ポイント減少し3.1%になりました。公営企業会計における資金不足比率につきましても下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので比率は算出されません。引き続き各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存でございます。

承認第6号は、財物事故による損害の額を定めることについて専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第1号から認定第10号は、平成22年度甲良町一般会計および9特別会計、企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。平成22年度は真に必要なとされる施策への財源の計画的重点配分により施策を行い、その主な成果といたしましては、1、保健・福祉施策として心身障害

者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業、高齢者配食サービス事業、
2、教育・文化施策として、小学校等外国語活動指導員設置事業、中学生海外派遣研修事業、中学校エレベーター設置事業、古文書編纂事業、3、子育て支援施策として、子育て支援センターの充実、妊婦健診費用および乳幼児福祉医療費の無料化、4、まちづくり施策として各集落のむらづくり活動事業の推進、5、農業・産業振興施策として、せせらぎの里こうら整備事業、園芸作物振興補助金、鳥獣被害防止対策事業、6、環境施策として、下水道事業の推進、小水力発電実証調査事業、ごみ減量化リサイクル活動、7、安心・安全のまちづくりとして、町防災行政無線更新事業、住宅用火災警報器設置事業、防火水槽設置事業、8、観光振興施策として、甲良三大偉人ゆかりの地訪問事業、農産物収穫体験・観光事業、高虎サミット開催事業、9、その他事業として、運動公園トイレ障害者対策事業、町道新設改良事業など、あらゆる分野において諸事業の推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が39億6,030万1,000円で6.5%減、歳出総額が38億31万円で7.4%の元となっております。実質収支は1億1,546万4,000円、実質収支比率は4.8%、単年度収支は5,055万1,000円の黒字となりました。財政の硬直化を示す経常収支比率は90.9%となり、前年度を4.0ポイント下回りました。

歳入面で経常収入である町税が、法人税の回復等により2,383万円の増、普通交付税が9,497万6,000円の増、実質的な普通交付税である臨時財政対策債も5,911万円の増となるなど、経常収支全体で1億7,424万円の増となりました。

これに対し歳出の経常経費では、人件費で4,865万7,000円の減、物件費で2,632万5,000円の減となり、経費削減の成果は見られたものの扶助費で1,509万7,000円の増、公債費で2,983万5,000円の増、操出金で3,556万3,000円の増となったため、経常経費全体では6,593万8,000円の増額となりました。

経常経費の増以上に経常収入が増額したことにより、経常収支比率を引き下げる結果となりました。今後も引き続き改革を進めることで比率の抑制に努めます。

また、地方債現在高につきましては、一般会計は臨時財政対策債や防災基盤整備事業債の発行額が多額になりましたが、それを上回る元金を償還したことにより減額となりました。

また、住宅新築資金貸付事業債も新規貸付がないため毎年減少することから、対前年5,892万9,000円減の37億9,392万2,000円

で、6年連続の減額となりました。

そして、地方債現在高比率につきましても、対前年7.2ポイント減少し、159.3%になり、改善を図ることができました。

また、積立金現在高につきましては、対前年4,265万8,000円増の9億3,613万7,000円となり、財政調整基金に積み立てを行うことができたことにより昨年度を上回りました。

今後の財政運営におきましては、引き続き歳入歳出一体の改革によりさらに厳しい財政状況となることから、財政健全化計画に掲げました改革方針に基づき、新たな収入財源の確保、徹底した歳出全般の見直しを図ることにより、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

次に、議案第22号は、平成23年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、9,156万6,000円を増額し、補正後の予算額を37億3,701万5,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、農業費で地元木材利用促進事業委託、園芸作物出荷調整室建設工事、商工費でナチュラルミネラルウォーター製作委託、道路橋梁費で町道金屋池寺長寺線改良事業、住宅費で公営住宅除却工事、教育費で重要文化財修理補助金によるものでございます。

議案第23号は、平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、2,817万3,000円を増額し、補正後の予算額を9億9,282万3,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、療養給付費負担金の返還によるものです。

議案第24号は、平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、2,524万円を増額し、補正後の予算額を7億1,020万1,000円とするものでございます。

主な内容としましては、介護予防サービス給付費の増額、国庫負担金等の補助金返還金によるものでございます。

議案第25号は、6月議会でご承認をいただきましたせせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例に、せせらぎの里の位置に誤りがありましたので正しい地番に訂正させていただくため、せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、福祉医療費の入院の助成を小中学生まで拡大するもので、自己負担を1日1,000円、1カ月1万4,000円にするため甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正するものであります。

議案第27号は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、甲良町税条例等の一部を改正するものであります。

議案第18号は、暴力団事務所の開設制限などを盛り込んだ滋賀県暴力団

排除条例が8月1日に施行されたことに伴い、県内全市町においても同様に暴力団の排除を行うため、甲良町暴力団排除条例の制定をお願いするものがあります。

議案第29号は、町道の認定3件をお願いするものであります。

同意第3号は、任期満了に伴う、甲良町教育委員会委員の任命につき、再任の同意を求めるものであります。

同意第4号は、任期満了に伴う、甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、再任の同意を求めるものであります。

同意第5号は、任期満了に伴う、甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますことをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○藤堂議長 次に、日程第3 報告第4号から日程第5 報告第6号までを一括議題といたします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、報告第4号 平成22年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告いたすものでございます。

お開きをいただきたいと思います。

1、実質赤字比率。平成22年度普通会計を対象とした実質収支は黒字のため、実質赤字比率は出ない。

2、連結実質赤字比率。全会計を対象とした実質収支は黒字のため、比率は出ない。

3、実質公債費比率。9.9%。

4、将来負担比率。3.1%。

続きまして、報告第5号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業特別会計資金不足比率を報告するものでございます。

お開きをいただきたいと思います。

資金不足につきましては平成22年度生じていないため、比率は出ないというものでございます。

続きまして、報告第6号でございます。平成22年度甲良町水道事業会計

資金不足比率の報告についてでございます。これも健全化に関する法律に基づきまして報告をいたすものでございます。

お開きをいただきたいと思います。

平成22年度資金不足は生じていないため、比率は出ないというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の藤堂一彦議員から平成22年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 それでは、私の方から、平成22年度財政健全化審査意見ということで意見を行います。

甲良町長 北川豊昭様。

監査委員 上田、同じく藤堂でございます。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成22年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査の概要。

この財政健全化審査は、町から提出された健全化判断比率およびその判定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかということを中心にして実施いたしました。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記としまして、1、実質赤字比率。それにつきましては、22年度は黒字でありましたので算定されません。早期健全化基準15%。

連結実質赤字比率。これも黒字のために算出されません。早期健全化基準は20%であります。

実質公債費比率9.9%で、早期健全化基準は25%であります。

将来負担比率3.1%。早期健全化基準では350%。

個別意見といたしまして、実質赤字比率について、平成22年度の実質収支は黒字のために、実質赤字比率は算出されない。

連結実質赤字比率について、平成22年度の連結実質収支は黒字のために、連結実質赤字比率は算出されない。

実質公債費比率について。平成22年度の実質公債費比率は9.9%とな

っており、前年度に比べて1.6ポイント高くなった。早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回り良好である。

将来負担比率について。平成22年度の将来負担比率は3.1%となっており、前年度に比べて11.2ポイント低くなった。早期健全化基準の350%と比較するとこれを下回り良好である。

是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

続けて、平成22年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見。

甲良町長 北川豊昭様。

監査委員 上田、そして私、藤堂でございます。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成22年甲良町下水道事業特別会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この経営健全化審査は、町から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

記。

資金不足比率。平成22年度は資金不足が起きておりませんので算出されません。経営健全化率につきましては20%であります。

個別意見。

資金不足比率について。資金不足は生じないため資金不足比率は算出されない。

是正改善を要する事項。指摘すべき事項は特にない。

続けて、平成22年度甲良町水道事業会計経営健全化審査意見。

甲良町長様。

監査委員 上田、藤堂でございます。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成22年度甲良町水道事業会計経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この経営健全化審査は、町から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし

て実施いたしました。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率。平成22年度は資金不足は起きておりませんので算出されません。経営健全化基準20%であります。

個別意見。

資金不足比率について。資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

是正改善を要する事項。指摘すべき事項は特になし。

以上であります。

○藤堂議長 ありがとうございます。

以上で報告は終わります。

次に、日程第6 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 承認第6号は、損害賠償の額を定めることについて承認をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、平成23年7月28日付で専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、次のページをお願いいたします。

財物事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方。

住所、犬上郡甲良町大字池寺1000番地18。

氏名、山口良子。

2、事故の概要。

平成23年6月16日木曜日、午前11時40分ごろ、本町職員がひもの草刈り機で歴史公園を除草作業中、信号待ちの山口良子運転の軽自動車の右側前後のドアに草刈り機がはねた小石で傷をつけ損傷を与えたものでございます。

3、損害賠償額。11万8,694円。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

2点、お尋ねします。

全協でも幾つか質疑、論議があったと思いますが、1つは、この11万8,694円の内訳であります。草刈りの、糸式の草刈りでして、そのはねぐあいでこれだけの金額になるのかという点で、その根拠を示していただきたいのが1つです。

それからもう1つは、自治体の関連する保険に加入しているというように思いますが、この事故における保険の補填額、これが11万8,694円に対してどれだけになるのか。満額になるのか、それともそのうちの一部かという点でご説明お願いいたします。

○藤堂議長 総務課参事。

○陌間総務課参事 まず第1点目の内訳でございますが、車両の修理費用が8万8,694円、代車費用が3万円。合計11万8,694円という内訳でございます。

2点目の保険の金額のそれでございますが、過失割合が100%ということで全額保険会社の方から出費しております。

以上でございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 100%保険から補填されるということですね。保険からこの方に支払われるという理解、ちょっとごっちゃになるような答弁だったのですが、保険会社から補填される。つまり町の持ち出しは、100%ですから町の持ち出しとしてはありませんということなのか。その点の区分けをちょっと説明お願いいたします。

○藤堂議長 総務課参事。

○陌間総務課参事 100%保険の方から出ています。過失割合はゼロ、100%ですので、町が保険会社からいただいたお金でそのまま被害者の方にお支払をしています。

以上です。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、承認第6号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本案は、これに承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 認定第1号から日程第16 認定第10号までの10議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 認定第1号 平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成22年度甲良町甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成22年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第10号 平成22年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 次に、認定第1号から認定第9号までは会計管理者、認定第10号は水道課長において順次説明を求めます。

会計管理者、水道課長、順番にお願いします。

会計管理者。

○山本会計管理者 それでは、私の方から認定第1号から認定第9号までの平成22年度各会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

まず、説明に入る前にお願いをしておきたいと思えます。歳入につきましては、調定額と収入済み額が同額の場合につきましては、収入済み額のみ説明とさせていただきます。歳出につきましては、支出済み額を中心に説明をさせていただきます。ご了承をいただきますようお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出予算額は、同額の40億3,912万8,000円です。歳入決算額は39億2,411万6,379円、歳出決算額は37億6,415万4,361円。歳入歳出差引残額1億5,996万2,018円、うち翌年度繰越財源4,452万7,000円、実質残額は1億1,543万5,018円です。

1ページの歳入をお願いいたします。

1款 町税であります。調定額9億3,361万1,921円、収入済み額が8億8,173万3,913円、不能欠損額201万7,694円、収入未済額4,986万314円。2款 地方譲与税3,902万27円、3款 利子割交付金288万4,000円、4款 配当割交付金116万1,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金43万7,000円、6款 地方消費税交付金6,483万5,000円、7款 自動車取得税交付金1,218万5,000円、8款 地方特例交付金1,478万3,000円、9款 地方交付税16億2,355万9,000円、10款 交通安全対策特別交付金148万6,000円。

次のページをお願いいたします。

11款 分担金及び負担金、調定額3,559万2,992円、収入済み額3,266万2,850円、収入未済額は293万142円であります。これは保育料等でございます。12款 使用料及び手数料、調定額が4,9

76万1,671円、収入済み額2,793万6,855円、収入未済額2,182万4,816円、これは公営住宅等の家賃の分でございます。13款 国庫支出金3億701万335円の収入がございました。それと、収入未済額で4,353万6,000円、これは次年度でいただくということでございます。14款 県支出金2億5,628万4,013円、15款 財産収入、調定3,669万9,756円、収入済み額3,584万9,756円、収入未済額85万円、これは土地代の分でございます。16款 寄付金376万7,235円、17款 繰入金1,186万265円、18款 繰越金1億3,144万1,535円。

次のページをお願いいたします。

19款 諸収入、調定額1億1,191万5,495円、収入済み額1億1,146万6,595円、収入未済額44万8,900円、これは学童給食代の分が未納になっております。20款の町債です。調定が3億9,315万3,000円、収入済み額が3億6,375万3,000円、収入未済額が2,940万円でございます。歳入合計、調定額40億7,503万4,245円、収入済み額が39億2,411万6,379円、不能欠損額201万7,694円、収入未済額が1億4,890万172円です。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 議会費5,699万326円、2款 総務費5億2,275万3,602円、3款 民生費11億9,968万5,236円、4款 衛生費2億7,298万5,256円、5款 労働費70万57円、6款 農林水産業費1億4,389万1,407円、翌年度繰越額3,097万4,000円、これは直売所等の工事の分が繰り越しでございます。7款 商工費3,607万3,774円、8款 土木費1億8,393万5,011円。

次のページをお願いいたします。

9款 消防費2億1,481万4,447円、翌年度繰越額2,289万円、これは防災無線の工事の分が残っているものでございます。10款 教育費4億8,471万9,889円、翌年度繰越額が6,364万9,000円、これは主なものとしましては西小学校のエレベーターの分でございます。11款の災害復旧費はゼロ円であります。12款 公債費4億6,130万8,360円、13款 諸支出金1億8,729万6,996円、14款 予備費はゼロ円であります。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、37億6,415万4,361円、翌年度へ繰越額が1億1,751万3,000円であります。

引き続きまして、特別会計の方でございます。まずは国保会計でございます。

認定第2号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額の9億9,912万5,000円です。歳入決算額は10億316万7,398円、歳出決算額は9億2,315万9,451円、歳入歳出差引残額は8,000万7,947円。うち翌年度繰越財源はゼロ円です。実質残額は8,000万7,947円であります。

1 ページをお願いいたします。

まず、歳入の部であります。1款 国民健康保険税、調定額2億2,428万2,983円、収入済み額が1億7,805万9,367円、不能欠損額102万3,300円、収入未済額4,520万316円、2款の使用料及び手数料12万7,788円、3款 国庫支出金2億8,131万3,799円、4款 療養給付費交付金5,393万3,266円、5款 県支出金5,683万7,897円、6款 共同事業交付金1億1,441万1,479円、7款 財産収入6,119円、8款 繰入金8,633万6,575円、9款 繰越金3,057万5,995円、10款 諸収入339万4,117円。

次のページをお願いいたします。

11款 前期高齢者交付金1億9,917万1,066円、歳入合計10億4,939万1,014円が調定額であります。収入済み額が10億316万7,398円、不能決算額が102万3,300円、収入未済額は4,520万316円であります。

次のページをお願いいたします。

歳出の部であります。1款 総務費3,373万83円、2款 保険給付費5億9,187万3,630円、3款 老人保健拠出金130万8,783円、4款 介護保険納付金4,459万535円、5款 共同事業拠出金1億3,146万4,906円、6款 保健事業費1,307万5,803円、7款 基金積立金6,119円、8款 諸支出金99万1,832円、9款 公債費33万4,927円。

次のページをお願いいたします。

10款の後期高齢者支援金等1億560万187円、11款 前期高齢者納付金等18万2,646円、12款の予備費はゼロ円です。歳出合計9億2,315万9,451円です。

次に、老保会計でございます。

認定第3号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計決算について

ご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の831万5,000円です。歳入決算額は497万9,680円、歳出決算額は497万9,680円。歳入差引残額はゼロ円、うち翌年度繰越財源もゼロ円です。実質残額もゼロであります。

1ページをお願いいたします。

まずは歳入の部でございます。1款 支払基金交付金、2款 国庫支出金、3款 県支出金、いずれもゼロ円でございます。4款 繰入金90万1,562円、5款 繰越金8,385円、6款 諸収入406万9,733円、歳入合計497万9,680円です。

次のページをお願いいたします。

(「発言する者あり」)

○山本会計管理者 老人保健会計の1ページのところでございます。1ページ、2ページが終わりまして、次の支出の部で、3ページ、4ページの、ちょうど真ん中の支出済み額、ここでございます。よろしいでしょうか。

1款の総務費、2款の医療諸費、ゼロ円であります。3款 諸支出金497万9,680円、予備費はゼロ円であります。歳出合計が497万9,680円。平成22年度末をもちまして老人保健医療事業特別会計は閉鎖になります。

次に、認定第4号であります。下水道会計であります。

平成22年度甲良町下水道事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額の4億6,600万円であります。歳入決算額は4億5,761万9,937円、歳出決算額は4億4,187万2,982円、歳入歳出差引残額は1,574万6,955円、うち翌年度繰越財源額はゼロ円です。実質残額は1,574万6,955円円です。

それでは、1ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 国庫支出金、収入済み額が3,340万円、2款 繰入金1億6,948万8,000円、3款 諸収入1,562万8,963円、4款 町債1億3,620万円、5款 繰越金205万4,560円、6款 財産収入3万1,644円、7款の使用料及び手数料、調定額が8,886万450円、収入済み額が8,148万6,570円、収入未済額が737万3,880円、8款の分担金及び負担金、調定額が3,100万4,700円、収入済み額が1,933万200円、収入未済額が1,167万4,500円、歳入合計、調定額が4億7,666万8,317円、収入済み額が4億5,761万9,937円、収入未済額が1,904万8,380円です。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款の総務費7,359万3,044円、2款の下水道事業費9,450万6,983円、3款の公債費2億7,377万2,955円、予備費はゼロ円であります。歳出合計が4億4,187万2,982円であります。

次に、住新会計でございます。

認定第5号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の5,195万7,000円です。歳入決算額は5,178万6,033円、歳出決算額は5,178万5,841円、歳入歳出差引残額は192円、うち翌年度繰越財源はゼロ円です。実質残額は192円であります。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。収入済み額、1款 県支出金393万4,000円、2款 繰入金1,759万9,506円、3款の諸収入、調定額2億535万8,087円、収入済み額が3,019万3,335円、収入未済額が1億7,516万4,752円、4款の繰越金が5万9,192円、歳入合計、調定額2億2,600万5,785円、収入済み額が5,178万6,033円、収入未済額が1億7,516万4,752円であります。

次に、歳出でございます。次のページをお願いいたします。

支出済み額、1款 総務費744万4,178円、2款 公債費4,434万1,663円、3款 予備費はゼロ円です。歳出合計5,178万5,841円。

次に、土地取得会計でございます。

認定第6号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額の400万2,000円です。歳入決算額は183万736円、歳出決算額は183万700円、歳入歳出差引残額は36円、うち翌年度繰越財源はゼロ円、実質残額は36円であります。

1ページの歳入をお願いいたします。

1款の収入済み額でございます。1款 財産収入183万700円、2款 繰越金36円、3款 諸収入はゼロ円であります。歳入合計183万736円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。支出済み額、1款 公共事業用地取得事業費はゼロ円です。2款の諸支出金183万700円、予備費はゼロ円です。歳出合計が183万700円であります。

次に、墓地会計でございます。

認定第7号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額の661万2,000円です。歳入決算額は576万6,956円、歳出決算額は573万7,565円です。歳入歳出差引残額は2万9,391円、うち翌年度繰越財源はゼロ円、実質残額は2万9,391円であります。

1ページの歳入をお願いいたします。

収入済み額になります。1款 繰越金5万525円、2款の使用料及び手数料106万円、3款 諸収入6万3,000円、4款 財産収入2万1,431円、5款 繰入金453万2,000円、6款 他会計借入金4万円、歳入合計576万6,956円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。支出済み額です。1款 墓地公園管理費26万1,565円、2款 諸支出金547万6,000円、予備費はゼロ円です。歳出合計573万7,565円です。

次に、介護会計でございます。

認定第8号 平成22年度甲良町介護保険特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の6億6,650万5,000円です。歳入決算額は6億5,946万7,287円、歳出決算額は6億4,166万504円、歳入歳出差引残額は1,780万6,783円、うち翌年度繰越財源はゼロ円です。実質残額は1,780万6,783円です。

1ページの歳入をお願いいたします。

1款の保険料でございます。調定額9,783万8,562円、収入済み額が9,538万9,960円、不能欠損額25万9,720円、収入未済額は218万8,882円です。2款の使用料及び手数料が1万4,600円、3款 国庫支出金1億5,400万7,549円、4款の支払基金交付金1億8,665万6,766円、5款 県支出金9,234万9,100円、6款 繰入金1億1,812万1,189円、7款 繰越金1,188万7,607円、8款 諸収入98万171円、9款 財産収入6万345円です。歳入合計は調定額6億6,191万5,889円、収入済み額が6億5,946万7,287円、不能欠損額が25万9,720円、収入未済額が218万8,882円です。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費 支出済み額です。2,852万2,

5 4 7 円、2 款の保険給付費 5 億 9, 4 6 5 万 6, 1 1 8 円、3 款 地域支援事業費 1, 5 1 6 万 8, 4 2 2 円、4 款 公債費はゼロ円です。5 款の基金積立金 6 万 3 4 5 円、6 款 諸支出金 2 0 8 万 5, 2 5 8 円、7 款の高額医療合算介護サービス等費が 1 1 6 万 7, 8 1 4 円であります。

次のページをお願いいたします。

8 款の予備費はゼロ円であります。歳出合計が 6 億 4, 1 6 6 万 5 0 4 円であります。

次に、後期会計でございます。

認定第 9 号 平成 2 2 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の 5, 1 7 4 万 9, 0 0 0 円です。歳入決算額は 5, 1 3 3 万 6, 5 8 8 円、歳出決算額は 5, 1 3 2 万 3, 8 0 6 円、歳入歳出差引額は 1 万 2, 7 8 2 円、うち翌年度繰越財源はゼロ円。実質残額は 1 万 2, 7 8 2 円であります。1 ページの歳入をお願いいたします。

1 款の後期高齢者医療保険料、調定額が 3, 4 0 6 万 4, 1 7 6 円、収入済み額が 3, 3 7 7 万 1, 6 1 4 円、収入未済額が 2 9 万 2, 5 6 2 円あります。2 款の使用料及び手数料が 9, 7 0 0 円、3 款 繰入金が 1, 6 7 3 万 7, 9 0 6 円、4 款 繰越金 2 0 万 7, 1 1 0 円、5 款 諸収入 6 1 万 2 5 8 円、歳入合計、調定額 5, 1 6 2 万 9, 1 5 0 円、収入済み額が 5, 1 3 3 万 6, 5 8 8 円、収入未済額が 2 9 万 2, 5 6 2 円あります。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1 款の総務費、支出済み額 5 9 万 6, 1 2 5 円、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金 5, 0 0 4 万 5, 4 3 3 円あります。3 款の諸支出金 6 8 万 2, 2 4 8 円、予備費はゼロ円あります。歳出合計が 5, 1 3 2 万 3, 8 0 6 円あります。

以上で、説明を終わらせていただきます。適切にご審査をいただきましてご承認を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 続きますして、認定第 1 0 号 平成 2 2 年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について説明させていただきます。

まずは、1 ページをお開きください。

収入支出につきましては決算額を中心に説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

1、収益的収入および支出。

収入、第 1 款 水道事業収益、決算額 1 億 7, 4 3 2 万 4, 6 0 7 円でございます。支出、第 1 款 水道事業費といたしまして、決算額 1 億 4, 9 8

3万2,263円です。

続きまして、3ページをお開きください。

資本的収入および支出。

収入、第1款 資本的収入、決算額659万4,550円でございます。支出、資本的支出といたしまして、決算額1億744万4,357円でございます。なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額1億84万9,807円は、当年度消費税資本的収支調整額116万6,818円と、当年度損益勘定留保資金6,886万8,896円および減債積立金取り崩し額3,081万4,093円で補填いたしましたものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

水道事業会計の損益計算書でございます。

事業収益から事業費用を差し引きました営業利益といたしまして4,321万5,022円でございます。営業外収益と営業外費用の差額につきましては、マイナスの1,948万9,206円となります。経常利益といたしましては、2,372万5,816円でございます。

特別損失といたしまして過年度損益修正損、△の118万4,750円でございます。当年度純利益2,254万1,066円、前年度繰越剰余金といたしまして4,438万9,910円、当年度未処理剰余金といたしまして6,693万976円でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

甲良町水道事業会計剰余金処分計算書の案でございます。先ほどの当年度未処分利益剰余金6,693万976円から利益剰余金処分額を差し引きしました翌年度繰越利益剰余金は3,611万6,883円でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

水道事業会計貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、固定資産といたしましては有形固定資産と無形固定資産と投資を合わせました固定資産合計額といたしましては、中ほどよりちょっと下に書いております32億9,190万6,283円でございます。流動資産といたしましては、現金預金と未収金と貯蔵品を合わせた流動資産合計といたしまして2億9,751万534円でございます。資産合計といたしましては35億8,941万6,817円でございます。

次のページの10ページの負債の部でございます。

流動負債は未払金で、負債合計は99万7,223円でございます。資本の部といたしまして、資本金は自己資本金と借入資本金を合わせました資本金合計といたしまして14億7,003万9,536円でございます。

剰余金は資本金剰余金と利益剰余金を合わせました剰余金合計といたしま

して21億1,838万58円でございます。資本金合計といたしましては35億8,841万9,594円でございます。負債資本金合計は、先ほど言いました資産合計と同額の35億8,941万6,817円でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

水道事業の報告といたしまして、総括事業といたしましては公共下水道工事の面整備に伴う上水道管の同時埋設工事を北落地先で施工いたしました。また、水道監視装置が経年のため更新しまして、無人でも安全に供給できる体制づくりができました。これからの水道の方向性といたしまして、いつでも良質で安全な水道を理念に、より一層住民サービスの向上をめざします。

議会の議決事項といたしましては、平成21年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定についてほか1件でございます。

続きまして、13ページをお開きください。

工事の状況でございます。主な建設改良工事といたしましては、みな川橋梁添架配水管布設替工事、以下4件の工事を行いました。

続きまして、業務量でございます。本年度末給水人口は、平成22年度7,804人でございます。年間配水量といたしまして105万1,476立方メートルでございます。年間有收水量といたしまして93万6,012立法メートルでございます。有收率は89.02%でございます。

続きまして、15ページをお開きください。

事業収支に係る事業の一番最後の行でございますが、供給単価、1立方メートル当たり163.5円でございます。事業費用に関する事項の給水単価1立法メートル当たり153.7円でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

企業債および一時借入金でございます。企業債、前年度末残高12億9,079万1,852円に、本年度借入額と本年度償還額を差し引きしまして本年度残12億3,091万7,136円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。適切なお審査をいただきましてご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 質疑に先立ちまして、監査委員の藤堂一彦議員から、平成22年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 それでは、私の方から監査の内容をご説明申し上げたいと思います。

平成22年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見ということで、甲良町長 北川豊昭様。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

監査委員 上田、藤堂でございます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成22年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計歳入歳出決算ならびに関係諸帳簿、証拠書類等を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

審査の概要。

審査した期日としましては、8月2日、3日、8日の3日間であります。

場所としましては、甲良町の議員の控室でございます。

審査の対象としましては、甲良町一般会計から甲良町水道事業会計まで10会計で、その決算は次のとおりであります。

2、一般会計。

歳入決算額は、39億2,411万6,000円、歳出決算額は31億6,415万4,000円で、差引残額は1億5,996万2,000円となり、このうち平成23年度へ繰り越した事業に要する財源4,452万7,000円を差し引くと、実質残額は1億1,543万5,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

(1) 歳入。

歳入決算額は39億2,411万6,000円で、前年度と比べて2億6,447万4,000円の減となっているが、主には国庫支出金、県支出金、繰越金の減によるものである。

歳入決算額における自主財源は、財源比率は30.7%と、前年度と比べて1.3ポイント、わずかながら高くなった。

自主財源の構成比は高くなったが、今後さらに税や使用料を確実に徴収すること、課税漏れをなくすることを徹底し、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額（滞納）の状況を見ると、1、町税は不能欠損処分を201万8,000円して4,986万円で265万1,000円の減。

2番、保育料は295万9,000円で62万1,000円の増、幼稚園使用料は1万3,000円で2万円の減、住宅使用料は2,178万3,000円で86万9,000円の増、不動産売払収入は85万円で前年と同額、6番、学校・園給食費12万2,000円で17万3,000円の減、児童クラブ利用料は32万7,000円で12万7,000円の増。合わせると7,591万4,000円となり、前年度と比べて124万7,000円減となっている。

全体では滞納額が減っているが、ここは緊禪一番、より一層徴収努力をされたい。不能欠損処分については滞納額の内金をさせる、強制執行を行うなど、極力時効の中断をしてから処分をされたい。特に保育料については昨年

指摘していたにもかかわらず実行できていないことは遺憾である。今後は速やかに遺漏のないよう処理をされたい。町税の過年度分の徴収率が28.6%と昨年より4.3ポイントも上がっている。一昨年10月から発足の共同徴収チームによる成果は目に見えて上がってきていることは評価できる。ただ、それ以外の滞納整理については、指示系統や取り組み方策等が十分検討されていないように見受けられる。今後年度末に向けて町長の陣頭指揮のもと、法に基づいた滞納整理も視野に入れた強固な滞納整理を進めるよう、体制の整備を図られたい。個別の滞納整理台帳を作成し、滞納整理や督促の電話、文書、訪問等の記録を整理するなど、担当者がかわっても引き継ぎがうまくいくように整理をしておくこと。

(2) 歳出。

歳出決算額は37億6,415万4,000円で、前年度と比べて2億9,299万5,000円の減となっているが、主には総務費、民生費の減によるものである。

予算額に対する執行額は93.2%であるが、翌年度へ繰り越した事業執行する繰越明許費繰越額1億1,751万3,000円を控除した執行率は96.0%である。普通会計ベースによる公債費率は10.9%と、前年度より1.1ポイント高くなり、地方債許可制限比率は5.4%と前年度より0.8ポイント高くなり、地方債現在高比率は159.3%と前年度より7.2ポイント低くなった。この地方債現在高比率が200%を切ったのは平成19年度から繰り上げ償還を積極的に行った結果である。

財政構造の弾力性を示す経済収支比率は90.9%で、前年度と比べて4.0ポイント低くなったが、三位一体改革による影響も大きく、財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ない。甲良町財政健全化計画に基づき、議論は協議を徹底し、人件費の削減や不要不急の事業見直し等による歳出削減および未収金対策による収入確保に職員が一丸となって取り組み、今後も経費の抑制に努められたい。工事関係についても、予算があるからといって漫然に執行せず、十分将来を見据えた工事内容を精査し着工に当たること。また、事業執行にあたっては、できるだけ年度内執行に努力し、繰り越さないように努めること。また、職員手当についても常に適正に処理されるよう求める。

3、特別会計・企業会計。

(1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算は、歳入が10億316万7,000円、歳出が9億2,315万9,000円、差引8,000万8,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

この会計は、平成20年度より後期高齢者医療制度創設および退職者医療

制度対象者年齢が変更され、大きく制度改正されたことにより激変した。

また、保健事業も制度改正により、国保加入者に対して行うことになったため受診率が低くなった。保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。

特に特定健診受診率が低いことが問題であり、地域の意識改革に取り組む必要がある。関係機関と連携をとり、地域の実情をふまえた受診勧奨に取り組むこと。

なお、国民健康保険税において収入未済額は不能欠損額の102万3,000円を除いても4,520万円となっている。ただ、国保税の滞納徴収率は県下1位ということは一定の評価ができるが、これに浮かれることなく今後も厳しい対応と実効ある滞納整理を求める。

(2) 後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が5,133万7,000円、歳出が5,132万4,000円、差引1万3,000円の残額を翌年度へ繰り越した。

本会計は、平成20年度より老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が新たに始まり、対象者は75歳以上のすべての方および65歳以上の一定の障害のある方である。保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、市町が徴収する。納付法は、年金天引きの特別徴収と口座振替などの普通徴収のある特別会計である。

収入未済額は29万3,000円で20万7,000円減となっている。滞納整理は初期対応が重要であり、増加しないように十分納付義務を理解してもらうとともに徴収に努められたい。

(3) 老人保健医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が498万円、歳出が498万円、差し引きゼロ円であった。本会計は平成20年度より国民健康保険会計、後期高齢者医療会計へ移行され、過年度分の追加交付金と第三者行為による損害賠償金(2件)の清算とのことであった。この会計は、平成22年度をもって終了したが、過年度の第三者行為による損害賠償金の清算等は、今後は一般会計で処理することになる。

(4) 下水道事業会計。

本会計決算は、歳入が4億5,762万円、歳出が4億4,187万3,000円、差し引き1,574万7,000円の残額を翌年度へ繰り越した。

使用料および分担金において収入未済額が1,904万8,000円となり、前年度に比べて108万6,000円増えた。内金の処理をするなど、時効中断の措置をとり、確実な徴収事務を執行されたい。

下水道の面整備は平成22年度でほぼ完了した。今後は管理に重点が移ることになるが、水洗化率が56.9%と低いことから、引き続き水洗化率の向上対策の検討を図りたい。

(5) 住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が5,178万6,000円、歳出が5,178万6,000円、差し引き192円の残金は翌年度へ繰り越した。

歳入未済額は1億7,516万5,000円で、250万4,000円増加している。

また、徴収率が落ちた理由を分析し、前年並みの徴収率を確保するように努力をすること。

不景気や償還者の高齢化等の理由で償還が思うようにいかないと思うが、今まできっちりと返済してきておられる方々を考えると、滞納をそのまま放置することは許されることではない。今後は法的措置をとるなど創意工夫し滞納に歯どめをかけるべきである。

(6) 土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が183万1,000円、歳出が183万1,000円、差し引き36円の残額は翌年度へ繰り越した。呉竹1カ所、183.07平米を処分したが、残る土地についても早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努められたい。

未処分の町有地について、地積調査業務と連携し現況把握を行うとともに、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努められたい。

(7) 墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が576万7,000円、歳出が573万8,000円、差し引き2万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。現在整備された墓地396基中194基の処分で、その率は48.99%であり、少しでも早期に処分されるよう望む。

また、永代使用料促進事業補助金の利用者が少ないので、今後も広く住民にPRし販売の促進を図ること。

(8) 介護保険特別会計。

会計決算額は、歳入が6億5,946万7,000円、歳出が6億4,166万円、差し引き1,780万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

認定者数は前年度より14人増えていて、居宅介護サービス費は7.1%となっている。今後も認定者が減ることは考えられないことから、筋力向上トレーニング、転倒防止教室、せせらぎサロン等の介護予防事業への参加を積極的に呼びかけ、介護給付費の抑制に努められたい。

収入未済額は218万9,000円で、前年に比べると19万2,000

円増えている。保険料が増加する可能性が高いため、きめ細かに訪問し、納付義務を理解してもらうとともに徴収に努められたい。

(9) 水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益1億5,831万5,000円、営業外収益822万4,000円、支出の営業費用は1億1,510万円、営業外費用は2,773万4,000円、水道料滞納の不能欠損を特別損失として118万5,000円、差し引き2,254万1,000円は当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金4,439万円と合わせると当年度未処分利益剰余金は6,693万1,000円となる。

そのうち減債積立金に3,081万4,000円を処分することから、翌年度繰越利益剰余金は3,611万7,000円となる。

石綿管の更新が平成21年度に完了したことにより、去年は有収率が91.79%であったお。しかし、平成22年度は89.02と2.77%も減少した。減少した原因を調査し、有収率の向上に努めること。今後も水道水の安定した供給に取り組むとともに、不正取水の再発防止に最善を尽くされたい。

収入未済額は5,114万円で、不能欠損額の118万5,000円を除いても、前年度に比べて193万4,000円増えているが、今後も徴収体制をしっかりと組み、悪質滞納者へは給水停止処分をも含めて厳しい対応を求める。また、経常経費の抑制にも努められたい。

4、結論。

平成22年度甲良町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と付合しており誤りのないものと認められた。

国の三位一体改革や県の財政危機回避のための構造改革により厳しい収入不足に見舞われたが、事務事業の見直しや経費の削減に努められたことは評価したい。

本町では、森と琵琶湖を結ぶ、笑顔で暮らせる豊かな農村を将来像とし、ゆとりや潤いに満ちた心豊かな暮らしを求め、まちづくり施策、農業振興施策、教育・文化施策、環境施策、安心・安全のまちづくり等において成果を上げてきた。

しかし、脆弱な財政基盤で自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも地方債の現在高は総額97億3,893万4,000円で、前年比1億5,509万8,000円の減額になったが、依然として大きな借金

を抱えている。

特に今後においては東日本大震災の影響で地方交付税の大幅な削減がされることが予想されるため、危機感を持って行財政運営のスリム化に向けて努力し、義務的経費等の抑制に努められたい。

また、徴収金の滞納状況は前年度より42万7,000円減り、3億6,895万円となった。その推移は次のとおりである。

平成12年度で2億2,751万7,000円の滞納額であったが、10年経過した平成22年では3億4,895万円に膨れ上がっております。

滞納については、税務課と給食センター等の徴収努力によりわずかながら減額になった。しかし、他の未収金を見ると、景気の低迷、生活が厳しい等で増額となっている。町としても個人別の滞納一覧表等を整理し、全体を見通し徴収を行うなど、創意工夫をして対応されることを望む。滞納徴収については税務課の共同チームのノウハウは一律に当てはまらないと思うが、お互いに情報交換をし、町としての体制を確立し、滞納整理を実行されるべきである。

なお、特別会計への助成金、出資金、操出金については各会計の目的を十分勘案の上、会計毎に独立採算制が図られるように指導し、的確に処理すること。この財政危機を回避するために職員が一丸となって町政全般にわたり合理化と経費の削減に努め、事業の執行にあたってはむだのないように行うことを切望して、平成22年度決算審査の意見の結びといたします。

1つ、訂正をお願いいたします。

7ページの滞納額の年度別状況でございますけども、平成22年度滞納総額は3億6,895万円、前年度比増額分につきましては42万7,000円、これは42万7,000円が少なくなったということで△をお願いしたい。不能欠損損失は448万6,000円であります。この前年度比増額分についての22年度の欄に△をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第1号から第10号までの10議案につきまして、質疑を許します。質疑はありませんか。

西川議員。

○西川議員 ちょっと1つお聞きします。

ページ数6ページなんですけど、19番、雑収入というところで、収入未済額44万8,900円とおっしゃいました。そのところのもので学校給食費とおっしゃったんですが、それ以外にもあるのかどうかということと、これは44万8,900円ということは結構な金額だと思うんですが、もしそ

れだけとするなら何人ぐらいの方がお支払いになっていないのかということをお聞きしたいと思います。

○藤堂議長 もう一度。どこのことかちょっとわかりにくいので。

○西川議員 一般会計歳入歳出決算書の6ページです。

○藤堂議長 この今の質疑は、意見書に対しての質疑ですので、ちょっと今の、予算決算のときに、委員会のときをお願いします。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

(発言する者あり)

○藤堂議長 失礼しました。元に戻します。

質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から第10号までの10議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、手元に配布いたしておきました議案付託票のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、しばらく休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きますが、先ほど西川議員から学校給食費についての質問がありました。行政が当然答えるべきところでしたけれども、本日は担当者がおりませんし、教育次長が答えるというようなことでしたけれども、先ほど西川議員に了解をいただきましたので、予算決算常任委員会の質問で了解をお願いしておきます。

何か水道課長の方から訂正があるそうですので、水道課長。

○茶木水道課長 済みません。決算書でございますけれども、水道の9ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業会計貸借対照表でございますけれども、その下に日付が打っております。大変申しわけございません。平成21年3月31日になっておりますので、これを申しわけございません、平成23年に訂正をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。23年の3月31日で。

○藤堂議長 次に、日程第17 議案第22号から日程第19 議案第24号までの3議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第22号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

議案第23号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

議案第24号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第22号は総務課長、議案第23号は住民課長、議案第24号は保健福祉課参事において順次説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第22号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

お開きをいただきたいと思います。

今回の補正につきましては9,156万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれを37億3,701万5,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては第1表 歳入歳出予算補正、地方債の補正につきましては第2表でご説明申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款 町税、補正額3,830万7,000円の追加、8款 地方特例交付金14万5,000円の減額、9款 地方交付税396万7,000円の減額、13款 国庫支出金1,788万1,000円の追加、14款 県支出金90万9,000円の追加。

2ページでございます。

18款 繰越金6,146万5,000円の追加、19款 諸収入405万円の追加、20款 町債2,693万4,000円の減額、歳入合計は、補正前予算額36億4,544万9,000円に、補正額9,156万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を37億3,701万5,000円にお願いするものでございます。

3ページの歳出に移ります。

2款 総務費、補正額247万円の追加、3款 民生費300万4,000円の追加、4款 衛生費122万6,000円の追加、6款 農林水産業

費 2, 035万9, 000円の追加、7款 商工費130万円の追加、8款 土木費5, 278万3, 000円の追加、9款 消防費136万8, 000円の追加、10款 教育費899万3, 000円の追加、12款 公債費6万3, 000円の追加、歳出予算は歳入予算に同じでございます。

5ページに移ります。

第2表 地方債補正です。

地方道路等整備事業債につきましては、1, 570万円の補正前でしたが、補正後ゼロ、一般補助施設等整備事業債1, 350万円、補正後ゼロ、公共事業等債（駐車場整備分）、補正前ゼロ、補正後1, 440万円、公共事業等債の町道改良分、補正前ゼロ、補正後2, 440万円、臨時財政対策債2億1, 000万円、補正後1億7, 346万6, 000円、合計補正前2億5, 420万円、2, 693万4, 000円の減額でございます、補正後を2億2, 726万6, 000円にお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 続きまして、議案第23号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

予算書をお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ2, 817万3, 000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9, 282万3, 000円とすることについてお願いするものでございます。説明は第1表にしてよろしくお願いたします。

第1表 歳入、3款 国庫支出金、補正額3, 000万円の減額、5款 県支出金400万円の減額、6款 共同事業交付金1, 300万円の減額、8款 繰入金483万3, 000円の減額、9款 繰越金8, 000万6, 000円の追加でございます。歳入合計が、補正前の額9億6, 465万円、補正額2, 817万3, 000円、歳入合計が9億9, 282万3, 000円でございます。

続きまして、めくっていただいて歳出でございます。1款 総務費283万3, 000円の減額、6款 保健事業費79万2, 000円の増額、8款 諸支出金2, 498万2, 000円の増額、12款 予備費523万2, 000円の増額でございます。歳出合計につきましては歳入合計と同じでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 平成23年度甲良町介護保険補正予算（第1号）につい

てご説明をさせていただきますので、1ページをお開きいただきたいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,524万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,020万1,000円にお願いするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正について説明させていただきますので、1ページを見ていただきたいと思います。

歳入、1款 国庫支出金、補正額319万6,000円、4款 支払基金交付金377万7,000円の補正でございます。5款 県支出金152万5,000円の補正でございます。6款 繰入金193万6,000円の補正額でございます。7款 繰越金1,480万6,000円の補正額でございます。補正前の合計6億7,596万1,000円、補正額2,524万円、計7億1,020万1,000円でございます。

次に、2ページ目、歳出についてでございます。1款 総務費5万円の補正でございます。2款 保険給付費1,120万円の補正でございます。3款 地域支援事業費36万1,000円でございます。6款 諸支出金891万8,000円の補正額でございます。7款 高額医療合算介護サービス等費76万5,000円の補正額でございます。8款 予備費394万6,000円の補正額でございます。歳出合計予算は歳入予算に同額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 ただいま議案第22号から議案第24号までの3議案の説明が終わりましたので、まず、議案第22号につきまして質疑を許します。質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 予算について1点、質問いたします。

報道を見ていますと、他の自治体は東日本大震災を受けて避難者の受け入れ、それから、甲良町の場合ですと若狭、福井の原発をほん隣に抱えるわけですけれども、そこへの対応する予算が組まれるという点で重点的、金額は別としましても補正予算の組み方の重点にそこを置いているように見えます。そういう点で、今回の補正予算の組み方の基本となるもの、つまり収入の部でも、それから支出の部でもどういう点を考慮して今回の補正予算にあたったのか。総括的などころでありますので、そのことが1点であります。

もう1点は、目立っていますのが増減はいろいろとありますが、扶養手当の件であります。扶養手当の件は昨年問題になってまいりました。そこで扶養手当の見直しがされた上でのこういうようになったのか。それとも人件費の増減で単純に扶養手当の増減になったのかというのをお聞きしたいんです。

実は扶養手当の見直しの作業を進められているというように私は聞いています。そういうとこととの関連があるのかということなのです。それは職員の皆さんが公平にお気持ちよく公平感に包まれて仕事をしていただく上でも非常に大事な点だと私は思います。そういう点でも扶養手当のところで、この増減が目立ちますので、以前もあったのかかもしれませんが、そういう見直しの作業をされていることに関連するのかどうか、総括的によろしく願います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 ご質問を2点いただきました。1点目は、東日本の震災関係で、それ以後、本町として防災関係に考える予算がどうかというふうなことでのご質問でございました。一応局査定の中でも協議をいたしたわけですが、現時点では9月に入って、この議会の中に県のシミュレーション、福井県の原子力の災害があったときにどのような形での影響が出てくるかというふうな、これから発表されていくというふうなことで聞いております。そういうふうなことをふまえて、現時点では予算の計上は少し見送らせていただいたということでございます。

もう1点、扶養手当の見直しについてということでございます。予算計上の中で人件費関係の職員手当が出ておりますけれども、今回のこの部分につきましては4月当座、3月の予算計上をそれぞれ旧の職員割り振りでそれぞれの部署の割り振りを人件費はさせていただきましたけれども、今回、大体いつもですけれども9月時点で今現在の職員に考えた中で異動もされておりますので、名前が変わっているということから、扶養手当も変わってくると言うことで、一応組みかえをさせていただいているということでございます。

1点、おっしゃっていただいた扶養手当の見直しにつきましても、総務課、町長も入っていただきまして見直しをかけて今現在実施をさせていただいているということだけご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 防災関係ですけれども、例えば線量計、全部に行き渡って設置をしようと思うと大変なんですけれども、例えばせせらぎの直販所、ここで出されている産物は心配ありませんよと。つまりきちんと、岩手でセシウムが検出される肉牛が発見されて大きく報道されました。その報道官が言っているのは、しっかりとチェックした結果、こういうように出てきたんだということで2頭分がセシウムに汚染されて、非常に高い汚染率でした。五百何ベクレルだったと思いますが、そういう点でもきちんと検査をした結果、つまりそういう風評被害、それから実際の震災、放射能の汚染、つまり際限なく飛んでき

ているわけですが、そういう点でも安心・安全をきちんと検査をする。そして町民の皆さんに、またお客さんに知ってもらう上でもそういう対策が要るのではないかというように思いますので、検討されたということですが、具体的に線量計や、それから除染施設、それから以前申しあげましたヨウ素の配置など、具体的な防災の体制を整えるという上での補正予算を組むにあたっての、そのことも組み入れた論議、視野があったのかという点、再度お尋ねしておきます。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 いろいろ風評被害というのがかなり蔓延していると言うたら言葉はおかしいんですが、そういう中で、この地域で今の段階ではそういう原発の放射能の影響というのはございませんが、今後のことも考えて線量計を、今話し合っておるのは犬上消防協会、この3町の、いわゆる分署に消防協会として線量計を1台買って、それぞれが必要なときに放射線量を調べるというようなことで1台設置しようかというような話を今進めております。

したがいまして、皆さんにも、甲良町は大丈夫ですよということが報告できる実測をして、結果が出せるというような状況にしたいなということで今進めさせていただいています。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第23号につきまして質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第24号につきまして質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第22号から第24号までの3議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第20 議案第25号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 大橋事務局長 議案第25号 せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

- 藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

直売所準備室長。

- 阪東直売所準備室長 せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部改正をお願いするものです。

せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例。

平成23年条例第6号の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「金屋1594番地4」を「金屋1549番地4」に改める。

付則。この条例は公布の日から施行し、平成23年6月22日から適用する。

せせらぎの里こうらの位置の記載誤りのため訂正をお願いするものです。

よろしく願いいたします。

- 藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西澤議員。

- 西澤議員 11番 西澤です。

この改正する条例は、説明でも単純な間違いということでありました。この6月で管理条例、せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の審議の際にも幾つか不備が指摘をされました。議運でも、それから全協でも指摘をされてきたところでは、そういうことと考え合わせますと、単純だからこそそういう点では複数できちっと見直しをする。そして、そのことが正しく記載されているかどうか。また、内容が不備がないかどうかも含めて審議を、内部の検討が必要なところでありました。そういう点ではこの単純だからこそ見落としたということになりますけれども、そういう体制で進められることを、私はこの単純ミスからも言えるというように思いますので、以前の6月のそういうことがなければ、私、このことは聞かないんですけども、6月の設置条例はプレオープン間際に出されてきて、そして条例上の不備が幾つか指摘をされてまいりました。そういうことですから、本格オープンをめ

ざしても内部での十分な論議が必要でありますし、その点どうだったのかという点で見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 条例の制定に関しましては、ただいま議員さんがおっしゃいましたように、関係機関との連携とか、協議が十分にとれていませんでした。今後は関係機関と協議を十分に行っていくように考えていきます。

それと、この条例の制定に関しましても、複数の担当者が互いに点検を行うような体制で考えていきたいと考えております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第21 議案第26号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第26号 甲良町福祉医療費助成事業の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 説明させていただきます。

議案第26号 甲良町福祉医療費助成事業の一部を改正する条例でございます。

住民の医療費の負担の軽減を行うため、入院につきまして一部負担をしていただき、助成枠を小学生、中学生まで拡大する改正をお願いするものでご

ざいます。

甲良町保健福祉条例の一部を改正する条例でございます。甲良町福祉医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児」の次に「、小中学生」を加える。

第2条第1号中「第3条第2項第1号」を「第3条第2項第2号」に改め、同条中「第10号」を「第12号」とし、同条第9号中「乳幼児」の次に「、小中学生」を加え、「同号」を「同条第11号」とし、同条第8号中「乳幼児」の次に「、小中学生」を加え、「同号」を「同条第10号」とし、「同条中第7号の2」を「同条第9号」とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小中学生(6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者を言う。

第3条第2項中「各助成対象者」を「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した各助成対象者」に改め、同項中「第2号」を「第3号」とし、「第1号」を「第2号」とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) として、小中学生に係る医療費については、入院に要する費用として前項で算出した額から自己負担額を控除した額を福祉医療費として助成する。

第4条中、4条第1項中「第3条第4項」を「第2条第2号に規定する者および第3号中第4項」に改める。

第7条第1号1項中「第3条第2項第1号」を「第3条第2項第2号」に改める。別表中「重度心身障害者)」を「小中学生重度心身障害者)」に改める。

付則といたしまして、施行期日でございます。

1、この条例は、平成23年10月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の甲良町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療について適用し、同一の医療についてはなお従来例による。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の改正の条例は、町民の願いに応えるものでありまして歓迎をしたいというように思います。そこで、文中の中ほど(1)、(2)、入院に要する費用ということで小中学生が入院を対象というようになるわけですが、小学生、中学生の、中学生が病気にかかる率は小学生に比べるとうんと少ないというように聞いております。そこで、小学生の入院とプラス

通院については今回対象にならなかったわけですが、通院の部分も対象にすると割合としてはかなり増えるというように判断できるのでしょうか。まず、その検討ぐあいで通院と入院の比率がかなり差があると。例えば病理で、入院しなくても通院でかなり頻繁に治療しなければならない病理もありますし、それから、骨折でも入院させるというのがほぼ少ない。非常に少なくなるとして自宅で療養するというようになっていきます。そういう点でも入院の対象はごく限られてくると思いますが、通院と入院との割合でどうなのかという検討ぐあいを報告、あればお願いいたします。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 議員さんご指摘のように、入院につきましては、これも調べさせていただきました。過去につきましては年間小学生で3件から5件ぐらい、中学生におきましては3件ぐらいということであまりございません。しかし、通院につきましてはかなりレセプト等でしましたところ、かなり通院はされているということで、その費用を算定もさせていただいたんですけども、この補助をすることによって約1年間に1,000万円以上、通院を入れますとかかかってしまうということが出てきました。本来、必要のある方は当然通院も必要なんですけれども、無料だからすぐ行かれるということもありますし、やはり医療依存度が高くなる可能性があるということで、通院も入れるかどうかということも十分内部で検討させていただいたんですけども、今回は町の財源の問題もございまして、入院だけということで改正させていただきたい。通院まで入れますと年間1,000万円以上超えて町の財政も圧迫されるということになりますし、そうすることによりまして安易な医療費の使われ方もなきにしもあらずということでございましたので、この改正につきましては入院だけにさせていただきたいということでお願いしたいものでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、入院は小中とも3件ほど、通院は件数でご報告いただけますか。ちなみに助成を広げれば無料だから行くと。これは発想が逆転だというように私は思います。そこは討論でも言いますが、調べた結果があればご報告願います。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 通院につきましては、レセプトの関係で調べさせていただきまして、入院につきましても、当然入院されるということは医療費がかさばりますので、その分を軽減させていただきたいということでこの改正をさせていただきたいものでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

- 西澤議員 通院の件数を聞いているんです。お願いします。
- 藤堂議長 保健福祉課長。
- 川嶋保健福祉課長 申しわけございません。詳しい把握はできていませんので、調べてまた連絡させていただきます。
- 藤堂議長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)
- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
ここで暫時休憩をいたします。1時半まで休憩します。
(午前 11時58分 休憩)
(午後 1時32分 再開)
- 藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開催いたします。
まず、その前に西澤議員の質問に保健福祉課の方からお答えがあるそうですので、保健福祉課長。
- 川嶋保健福祉課長 済みません。午前中の西澤議員さんの回答が中途半端でございましたので報告させていただきます。
実は、甲良町で把握できるのは国保の方の数はできるんですけど、社保の方はできませんので、国保の方の4カ月間のレセプトから算出をさせていただきます。約1年間通院の方は1,600件、入院は4件ということになっております。それと社会保険の関係を足すと、大まかには通院で、先ほど言いましたように5,000件ほどと入院につきましては12件ほどかなということ報告させていただきます。
- 藤堂議長 西澤議員。
- 西澤議員 ちょっと早口でしたので聞こえづらかったです。国保加入者までは聞こえましたんですが、国保加入者の範囲で幾らというのは、ちょっともう一遍繰り返していただけますか。
- 藤堂議長 保健福祉課長。
- 川嶋保健福祉課長 国保加入者で、通院につきましては1,600件、約です。それと、入院につきましては4件でございます。
- 藤堂議長 それでは、次に、日程第22 議案第27号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。
- 大橋事務局長 議案第27号 甲良町税条例等の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成23年9月9日。
甲良町長。
- 藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**建部税務課長** 甲良町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回、国において地方税法の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたに伴いまして、甲良町税条例の一部の改正について提案させていただくものでございます。

きのうお渡ししました税務課資料というので説明させていただきますので、お願いいたします。

甲良町税条例の一部改正の主な内容につきましては、租税罰則の見直し、寄付金税額控除の引き下げおよび控除対象寄付金の拡大、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、免税対象牛の売却頭数要件の上限の引き下げおよび適用期限の延長、高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の税額措置の対象の改正、上場株式等の配当および譲渡所得等に係る軽減措置の延長、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の延長など、所要の改正を行うものでございます。

第1条関係、第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の条文でございますが、租税罰則の見直しに伴う過料の引き上げとなるもので、「3万円以下」を「10万円以下」に改正するものでございます。施行日は、公布の日から起算して2カ月を経過した日となります。

次の第34条の7、寄付金税額控除の第1項と第2項の改正内容につきましては、寄付金税額控除の適用下限額の引き下げ、「5,000円」から「2,000円」となるもので、施行日は公布の日からでございます。

同条第1項第3号と第4号につきましては、認定NPO法人以外のNPO（以下指定NPO法人という）への寄付金でも、地方団体が当該法人の名称と主たる事務所の所在地を明らかにして個別に指定することにより個人住民税の寄付金税額控除の対象とすることができるよう法律が改正されたことに伴う条文の改正でございます。施行日は、公布の日からでございます。

第36条の2、町民税の申告、第1項の改正内容につきましては、指定NPO法人への寄付金に係る申告と条例指定寄付金のうち、認定NPO法人等への寄付金に係る申告等を区別するための改正でございます。施行日は、平成24年1月1日でございます。

第6項につきましては、指定NPO法人への寄付金が寄付金税額控除の対象となったことに伴い、当該法人への寄付金に係る申告義務規定の条項が追加されたものでございます。

第6項から第8項につきましては、第6項追加に伴う項のずれの改正でございます。施行日は、平成24年1月1日からでございます。

次の第36条の3第2項の改正内容につきましては、地方税法施行規則第2条の3第1項に号が規定されていないことに伴う所要の改正でございます。

2ページをお願いします。施行日は、公布の日でございます。

次の第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料、第1項の改正内容につきましては、1つ目、地方税法第317条の5と規定ぶりを統一したもので、施行日は公布の日からとなります。

2つ目、条例第36条の2の改正に伴う引用条項ずれとなるもので、施行日は平成24年1月1日からとなります。

3つ目は、租税罰則の見直しに伴う過料が「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げとなるもので、施行日は公布の日から起算して2カ月を経過した日からでございます。

第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料、第1項の改正内容は、租税罰則の見直しに伴う過料の引き上げ、「3万円以下」が「10万円以下」となるものでございます。施行日は、公布の日から起算して2カ月を経過した日でございます。

次に、第61条、固定資産税の課税標準、第9項、第10項の改正内容は、地方税法第349条の3の改正に伴う引用条項のずれとなるもので、施行日は公布の日でございます。

次の第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第75条、固定資産に係る不申告に関する過料、および次の第88条、軽自動車税に係る不申告に関する過料の改正内容と施行日は、いずれも租税罰則の見直しに伴う過料の引き上げ、「3万円以下」を「10万円以下」に改正するもので、公布の日から起算して2カ月を経過した日となるものでございます。

第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料、第1項、第2項、第3項は、新設となる条項でございまして、改正内容は租税罰則の見直しに伴う秩序罰の創設、10万円以下の過料を科する等の条項の追加となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

施行日は、公布の日から起算して2カ月を経過した日からとなるものでございます。

第125条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第1項の改正内容と施行日は、租税罰則の見直しに伴う過料の引き上げ、「3万円以下」が「10万円以下」となるもので、公布の日から起算して2カ月を経過した日となるものでございます。

第131条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料、第1項、第2項、第3項については、新設となる条項でございます。改正内容は、租税

罰則の見直しに伴う秩序罰の創設、10万円以下の過料を科する等の条項の追加となるもので、施行日は公布の日から起算して2カ月を経過した日となるものでございます。

次の第131条の3、特別土地保有税の減免および第131条の4、特別土地保有税の条例による非課税の改正内容は、いずれも特別土地保有税の秩序罰規定の創設に伴う条ずれとなるもので、施行日は公布の日からでございます。

付則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第1項、第2項の改正内容は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間2,000頭から1,500頭に引き下げるなどを行った上で、適用期限を平成27年度まで延長するものと、地方税法の規定に合わせて文言の改正を行うものでございます。施行日は、平成25年1月1日でございます。

付則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告、第4項の改正内容は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う条項の改正でございます。施行日は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日でございます。

次に、甲良町税条例の一部を改正する条例の一部改正、第2条関係です。4ページをお願いします。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

付則の一部を次のように改正するものでございます。

第2条、個人の町民税に関する経過措置、第3項の改正内容は、条例第34条の7の改正に伴う読みかえ規定の改正でございます。第7項、第14項および第19項の改正内容につきましては、上場株式等の配当および譲渡所得等に係る10%軽減税率の2カ年延長となる改正でございます。施行日は、いずれも公布の日でございます。

第3条、甲良町税条例の一部を改正する条例付則の一部を次のように改正するものでございます。

第1条、施行期日の第1項第2号および第2条、町民税に関する経過措置第4項の改正内容は、いずれも非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の施工期日および適用年度の2カ年延長となる改正で、施行日は公布の日でございます。

改正付則関係の第1条、施行日の改正内容は、それぞれの施行日を定めたものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置、次の5ページの第3条は、固定資産税に関する経過措置、第4条は、甲良町税条例の一部を改正する条例に伴う

経過措置および第5条は、罰則に関する経過措置を定めたものでございます。
以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。
西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

議案第27号についてお尋ねを1点いたします。

各条項の中で不申告に対する過料の3万円以下から10万円以下ということで改正点がされています。ちなみに、この過料を引き上げることによって申告を進んでされるという事例が望まれるのか。つまり期待されるのかというところなんです。所得税に関しては不申告加算税がかけられます。税務調査、つまり税務署の権限による調査は非常に強い権限を持っておりまして、町民税にかかわる調査というのは、同じ町職員が行うことによってなかなか国税局が行うような調査には至りません。

そこで、町で行っている納税指導で不申告の過料を通知するといいますか、過料をかけるという事例は、この間5年、3年以内で結構ですので、そういう事例は発生をしておりますか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 私が税務課に来てからはそういう事例はございませんでした。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 もう1つですが、新旧対照表の説明の中の13ページで、上場株式等の配当、これは先ほど読み上げていただきました中にも4ページに書かれています。4ページの第2条です。第7項、第14項、第19項のところですが、そこで上場株式の配当、譲渡所得、通常は20%ですが10%に軽減をされる措置がずっと続いています。これを平成25年12月31日まで、つまりあと2年間延長するという理解でいいのでしょうか。今、株式の配当課税が強化されるようにということで私たち言っていますが、この配当所得についての国税と、それから地方税に関してもこういうような措置がされるという理解でいいのでしょうか。説明をお願いいたします。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 西澤議員さんのおっしゃるとおり、昨年の議会のときにもこういう条例の改正を行いまして、今回も期限が2年間延長したものの改正でございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第28号 甲良町暴力団排除条例。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○米田企画監理課長 それでは、議案第28号 甲良町暴力団排除条例についてご説明申し上げます。

本条例については全協で説明をしておりますので、概要のみ説明させていただきます。

条例におきまして、第1条、目的で、この条例は暴力団が町民生活および社会経済活動に介入し、町民等に多大な悪影響を与える状況にかんがみ、暴力団の排除に関し基本理念を定め、ならびに町の責務および町民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより暴力団の排除を推進し、もって町民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とすると。

2条については、定義でございます。

3条は基本理念でありまして、暴力団の排除は、暴力団が町民生活および社会経済活動の悪影響を与える存在であるという社会全体の認識のもとに暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと、および暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。

2、暴力団の排除は、町、町民等、警察および関係機関ならびに法第32条の2第1項の規定により、滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体による相互の連携協力のもとに推進されなければならない。

第4条につきましては、町の責務でございます。

第5条につきましては、町民等の役割です。

第6条につきましては、町の事務および事業における措置ということで、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるということでございます。

第7条につきましては、町民等に対する支援ということですが。

第8条につきましては、町の公の施設の使用の不承認等でございます。

第9条につきましては、青少年に対する教育等のための措置ということで、2項におきまして暴力団に加入せず、および暴力団による被害を受けないよ

う必要な支援を行うものとする。

第10条につきましては、暴力団の威力を利用することの禁止。

第11条につきましては、利益の供与の禁止ということでございます。

この条例は、付則の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、この案件が付託されるであろう委員会には所属をしていませんので幾つか基本的な質問をさせていただきます。

大きくは2つであります。1つは、第3条にかかわって滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者、その他の関係団体とありますが、どういう団体なのか、どの範囲を指しているのか、説明がありましたらよろしくお願いたします。それが1点です。

そしてもう1つは、罰則規定の点です。その中の1つは、県の設置をした暴力団排除の条例は、県の責務や町民の禁止事項のところ罰則規定を持っているのかどうか。これが1つです。そして、罰則規定の質問の中のもう1つは、6条、7条、そして禁止をうたっている10条、11条なんですが、こことのバランスで町民に対する禁止で罰則規定がいきなりついてくるということではないと。つまり町民の努力義務を規定をしているという点では理解をできますが、町の事務、入札に参加させないことを講じるとかいうことが何らかの強制力、罰則などによって担保するものがあるのかどうかですね。これをお尋ねします。

もう1つは、第8条にかかわることです。一番最後のところにあります、公の施設の使用を申し込んで許可をした後、暴力団関係、ないしは暴力団員だということが判明をして取り消した場合の規定が書かれていますが、最後のところで承認の取り消しについて定める当該地の条例の規定に基づいてなされた処分とみなすとあります。甲良町で持っている処分は行政処分でありまして、例えば行政処分を撤回を求める異議申し立てができます。そういうことも処分とみなすとありますので、現在ある条例の中に書かれている行政処分というように理解をして、それについてはここで言われる暴力団を利用ところが申請をした場合、その団体を取り消された場合、異議の申し立てとしてはできるということを読めると思うんですが、その点、4点ほど申し上げましたが、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 まず1点目の滋賀県暴力追放運動センターとしての指定

を受けた者、その他の関係団体ということで、この関係団体とは、暴力追放推進協議会といった地域、職域の暴力団排除活動を行う団体のことを言われるということで、滋賀県建設業暴力追放連絡協議会、また滋賀県企業防衛対策協議会等のこととございます。

それと、町民の努力義務ということで、この法律に関しましては町民の努力義務というより県が8月1日に施行いたしまして、その後機能を、条例の制定の強制ということで、例えば入札とかいろんな事業、施設を借りた場合において、県だけが条例を持っているのであっても末端であります行政、またその地域であります町等が持っていることによってお互いの連携をとりながら対応していけるということとあります。

それと、第8条におきます取り消した場合の条例等の関係についてでございますけれども、基本的に県の方の滋賀県暴力団の排除条例の方が優先するというので、地域、町民、また町におきましては、その連絡等を密にしながら取り組んでいくということで補完的な部分も含まれており、直接的に動かれるのは県警本部等が支援等をしていくというような内容になっておりまして、町が実施する入札等につきましても、その参加停止基準の中においても暴力団等は参加させないというようなことはありますので、そのようなことを今後改正できる部分はしていかななくてはならないと思っておりますし、現在入札に関してはそのような基準を設けておるところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 随分漏れていますので、今最後に答弁いただいたのは6条の関係です。それから、8条が全く漏れています。つまり処分とみなすというのは、現在甲良町が持っている条例があります。公民館の使用条例だとか、各センターの申し込みの条例があります。それで取り消された場合は、その規定に基づいて処分したものであるということで、その処分に対する異議申し立てなどは、現在ある条例に従って手続されるのかどうかというのを聞いています。これをお答え願います。

それからもう1つは、この入札に参加させないという点で今答弁いただきましたが、必要な措置を講じるもの、これで甲良町としては暴力団が参加できない仕組み、それから条例も含めて、また制度も含めてそういう、ここに沿った制度をつくっていくということによろしいのでしょうか。

以上です。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 まず、第8条でございますけれども、各条解説でいきますと、当該公の施設の使用の承認または承認の取り消しについて定める当該公の条例の規定に基づいてなされた処分とみなすとは、公の各施設については

それぞれ設置管理関係条例により使用の承認または承認の取り消し等に係る相手方の原状回復義務について規定されているところでもありますということで、本条例に基づく施設の使用の不承認等については、それぞれの施設の施設管理に関する条例に基づいてなされた処分とみなし、本条例の規定に基づき使用の承認を取り消した場合においても当該各施設の設置管理に関する条例において規定されている原状回復義務が生じることとなるということの説明でございます。

それと、町の部分におきましては、本年になってから実施しておりますし、再度この部分についてはそれと見合ったような形で、できていない場合については再度検討していきたいというふうに思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 もう1つ、最初に質問したことが抜けているんです。県の条例の中には、ここで6条や、それから10条、11条にかかわることですが、県としては罰則規定を設けているかどうかということについてお答えいただいていませんのでよろしくお願いします。それが1つです。

そして、併せて先ほど言いました8条の関係の処分とみなすというのは、具体例を言った方がわかりやすいですので、例えば公民館を使用申し込みをします。そうすると、公民館の町の条例、貸し出し条例があります。それに基づいて貸さないという処分をした場合は、行政処分ですのでその団体が異議の申し立てをすることができます。そのことも条例にうたっていますが、強制力は持つんだけど行政処分なので、暴力団の関係者が使うことができないという処分をされた場合でも異議の申し立てはその条例に基づいてできるのかどうか。つまり、認定されたら強制力を持ってできないというようにはならないと、この条文では見えるんです。

ですから、よろしいですか。強制力を持つけども当該の条例の規定に基づいてされた処分とみなすわけですから、異議の申し立てができるということで理解していいのかどうか。それとも、強制力があって取り消されたらもう借りることはできないということなのか、その区別を示していただきたいと思います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 現状は、処分されたものとみなすということで思っております。

それと、10条、11条の関係ですけれど、この中において暴力団を利用するとはということで、県の条例の方ですけれど、も含めて自己に有利なようにそれを活かすことであり、単に暴力的な行為を第三者にすることではなく、そうした行為が事業者のためになされていることなどを直接、間接的に

他者に認識させることであって、例えば暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている町民のために当該近隣住民に嫌がらせをすること、また、暴力団による暴力団の威力の行使に当たるが、その住民が、それは近隣のトラブルの関係で得られたんだと認識することで暴力団の威力の利用である、また町民みずから相手方に対し自分のバックには暴力団がついていると言ってトラブルの処理を有利に進めるということをございますので、これも暴力団の威力の利用に当たるというようなことで県警の方との連絡調整をやりながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞いていますのは、県の条例は罰則規定としてあるかどうか。単純なところですか。言いわけをしていただかなくても結構ですので、県の条例が罰則規定が盛り込まれているかどうかをお答えいただきたいんです。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 済みません。ちょっと調べる時間をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○藤堂議長 資料というか、答弁をもう一遍するの。この場で。

(「資料はない」の声あり)

○藤堂議長 そしたら、また後で。

ほかに質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 5番 金澤です。

定義の中に、第2条の2項で、暴力団員、法第2条第6項に規定する暴力団員をいうとなっていますけれども、この暴力団員というのはどういうふうにして確認するんですか。

そして、2点目は、暴力団の下には準構成員というふうな組織があるんですけど、団員の下に子分みたいな形ですね。その人たちは暴力団と認めるのか、それとも準構成員は暴力団員ではないのか。その辺はどうですか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 第1号の暴力団とは、暴力団員による、ここにも書いてありますけれど、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定されている、その団体の構成員が集团的に、また常習的に暴力的不当行為を行うことを助長するおそれがある団体というような説明になっております。

その次の第2号の、暴力団員とはということで、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員の方をいうということで、今ほど金澤議員が言われ

たように準構成員についてもこの中に入るということでございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 私が聞いているのは、この人は本当に暴力団員か、一応そういうふうには人っているけれども私は組の杯はもらっていない。ただ親しくしているだけというふうに、その辺の見分けはどういうふうにするんですか。例えば、県とか警察から、この人は暴力団員ですという名簿とか、そういうものは提出されるんですか。確認のしようがないと思うんですけどね。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今日までの段階でわかる範囲内のことですが、基本的に県警の刑事課の方においては、暴力団という認定された人については登録がされておると聞いております。そうした中、以前ですが、21年5月1日以降ですが、住宅の入居とか、いろんな調査においてもお互いの文書を交わしておりますので、照会文を出すことによって向こうから回答が来ると。ただ、それ以外の要件がない場合は問い合わせをしても答えていただけないということで、この県内の暴力の情勢については、県警が把握しておりますのは平成21年12月末の資料ですが、山口傘下で14団体、約250人ぐらいの暴力団構成員が把握されているということの資料をいただいているところです。特に大津市内の方においては急激に勢力を伸ばそうとする動きがありますというようなことが書かれているので、登録とか、暴力団に加入しているか、していないかは刑事課の方にその都度確認しないとわからないということでございます。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第28号につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布をいたしておきました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、日程第24 議案第29号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第29号 町道の認定について。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設課長。

○若林建設課長 町道の認定について、3路線の認定をお願いするものでございます。

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1枚めくってください。

今回認定をお願いする路線でございます。路線番号381、路線名、小川原神社西線、起点、大字小川原字内川原493番地先、終点が大字小川原内川原496番地先。幅員につきましては、最大が5.6メートル、最小が4メートルで、延長は110メートルでございます。

続きまして、路線番号382号でございます。路線名は、小川原内川原3号線でございます。この道路の起点は、大字小川原字内川原438番地先、終点は大字小川原内川原460番地2地先でございます。幅員は、最大が4メートル、最小が4メートルで、延長は80メートルでございます。

続きまして、路線番号383番、路線名は土江ノ内勝楽寺線でございます。起点は大字正楽寺イリ代670番地1、終点は大字正楽寺字イリ代4番地先でございます。幅員は、最大が11メートル、最小が4メートル、延長は185メートルでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この3路線とも起点、終点の先は、それぞれすべて町道かどうかの説明を願いたいと思います。383号については地図上、終点は町道ではないというように思いますが、ちょっとややこしいですので説明をいただきたい。それが1つです。

もう1つは、町道認定の要件で言いますと、4メートルを超えるものというのが1つ、それから、そのほかにも町道認定をする要件があるのかどうか。つまり、通行量が多いとか、それから抜ける道、つまり袋小路でないとかいう点の条件があるかどうかの説明をお願いしたいと思います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 まず、383路線でございます。これは土江ノ内勝楽寺線で

ございます。最初の起点につきましては、町道の金屋正楽寺線とバスストップ正楽寺線からの接続となります。終点につきましては、正楽寺の勝楽寺というお寺で袋小路というか、行きどまりの道となっておりますが、その先で一応回転、自動車が回転できるという広場がございますので、それと、この沿線に住宅が何軒かあるということで今回認定をお願いするものでございます。

それと、町道認定でございますけれども、一応認定基準というものを内規で決めております。それは、全部で町内107キロ余りの町道が現在認定しておるところでございます。それを決めるにあたりまして、一応1級町道、2級町道、その他町道と3種類の町道になるわけでございますけれども、1級町道および2級町道につきましては、幹線1級および2級町道の選定についてという建設省の認定する文書がございまして、それに基づいて1級、2級町道については認定しております。

その他町道につきましては、関係法令の補助金で設置された道路、そしてまた、一般国道、県道および町道を相互に連絡する道路、一般国道、県道および町道と公共施設または集落を連絡する道路、そしてまた学校、または教育委員会において通園・通学道路として指定された道路、それと集落内道路で生活道路として機能している道路をもとにして今までの町道を認定してまいりました。その後新しく町道認定をする場合におきまして道路幅員が4メートル以上である。今、議員が申されたように4メートル以上であるということ、そして、路面が良好で民地との境界が明確であり、維持管理に支障を生じないと思われる道路、それと、排水のために必要な場合において側溝、集水ます、その他適当な排水路が設置されている道路。そして、道路の敷地および構造物を無償で提供できる道路。この最後の項目につきましては開発業者が造成を行った場合に町に寄付するときの条件ということでございます。

以上のようなことで条件をつけて町道認定のときに認定基準としております。以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、今、何らかのペーパーを見ていただいて認定基準、それから1級道路、1級町道、2級町道、それからその他の町道ということで説明をしていただきまして、現在は107キロメートルというように聞きました。

そこで、次の質問は、この今述べられていただきました町道の範囲に入りながら認定をまだしていない道路はあるのか、ないのか。つまり、こういう範囲だけでもまだ認定されていない。それとも、この範囲に入るものは全部認定道路になっているというように見たらいいのかどうか、2点です。よろ

しくお願いします。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 この町道認定をいたしますと、一応地方交付税の算定基準になるということもございまして、あらかじめ決めたこの中に入るものについては町道認定をしているところでもございまして、ほぼ網羅できていると思っております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 同意第3号を議題といたします。

ここで、堀内光三教育長の除斥を求めます。

(堀内教育長 退場)

○藤堂議長 議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町教育委員会委員の任命について、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

1、住所、愛知郡愛荘町中宿98番地。

氏名、堀内光三。

生年月日、昭和23年10月10日。

堀内教育長におかれましては、今年の3月議会において教育委員任命の同意をいただき、4月1日より教育長に就任していただいております。任期は前任者の残任期間として9月30日までとなっておりますので、再任の同意をお願いするものです。

堀内教育長におかれましては、この間、各学校をはじめとし、保育センター、子育て支援センター、図書館はもとより、給食センターにもたびたび足を運ばれ、いろいろな課題解決にご指導をいただいております。

また、過日のニュージーランドへの中学生海外派遣にも団長として積極的

に参加いただきました。教育全般に対し非常に熱心な方であり、人格も高潔で教育委員として適任者であると思われまますので、再任の同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

教育委員の任命に同意をして、賛成の討論といたします。

教育の課題をめぐっては、今や教育行政をめぐる課題では県立高校の統廃合問題や、県下ではありませんが大阪府では君が代の強制をめぐって、物言わぬ教師づくりの条例が提出されるなど、また、それ以外でもさまざまな教育の理念がゆがめられる課題に直面をし、課題が山積をしています。

甲良町における教育行政で、次の事柄が大事な点で関心があらわれていることから、案件に賛成する立場から一言申し上げます。

人権教育の名において行われる各種の集会や学習会等が頻繁に開催されています。もともと人権との概念は、すべての人々が法のもと平等に生きる権利、人として個人として尊重されるなどの権利であります。

ところが、しばしばこの平等の原理がおろそかにされ、一部の運動団体のごく一部の方が同和と名のつく、あるいは人権の名において行事、施策に批判的な意見を表明すると威圧的な言動が見られます。これは、人権を特定の方がみずからの主張を押しつける手段とされている事柄を示していると考えられます。

さらにこのような言動は、町民間の自由な交流を妨げ、また、心の底からわかり合えることを妨げるだけでなく、地域の分け隔てをなくしたいと願っているすべての方々の妨害ともなっていると見られます。よって、教育行政が主体性を持って甲良町民の圧倒的な方々の願いに応じて期待された役割遂行をしていただくことを切に希望しています。

堀内教育長においては、この間、就任をいただいてさまざまな行事や、また施策に先頭になって頑張っていたことを私も直接見聞きをしています。そういう点でも期待に応じて役割を果たしていただきますことを申し上げます。賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

堀内光三教育長の入場を許します。

(堀内教育長 入場)

○藤堂議長 ただいま堀内教育長が入場されました。

ご報告をいたします。

同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることにつきましては、賛成全員でありましたので報告をいたします。

先ほどは名前を読み間違えて失礼しました。ここで、何か教育長から一言ございますか。

ないようですので、次に、日程第26 同意第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求めることについて。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町大字長寺587番地。

氏名、上田恵生。

生年月日、昭和15年4月30日。

上田恵生氏におかれましては、昭和37年6月18日に甲良町役場に奉職され、平成11年7月29日の退職までの38年間は行政職員として税務課長や議会事務局長として行政の第一線で活躍されましたし、とりわけ税務に

精通している方です。

また、平成11年7月30日に収入役として就任、活躍され、知識、経験とも豊富であることから適任者と判断し再任をお願いするものです。よろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第27 同意第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第5号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成23年9月9日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町公平委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町大字金屋318番地。

氏名、片岡佐一。

生年月日、昭和24年3月25日。

片岡氏については、龍谷大学経済学部を昭和46年卒業され、滋賀県職員に採用されました。平成21年3月定年退職をされました。県職在職中は主

に出納局関係の職務経験が長く、地方公務員法にも精通されており、公平委員の職務も理解されており、行政の知識、経験とも豊富であることから適任者であると判断し選任をいたしました。任期は平成23年11月1日から平成27年10月31日まで4年間でございます。何とぞよろしく申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、同意第5号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。

よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第28 請願第1号を議題といたします。

本請願については、西澤議員と丸山光雄議員が紹介議員になっておられますので、西澤議員から提案説明を求めます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

その前に、皆さんのお手元に補正書が届けられています。請願書の1行目のところの道路の名称、そして交差点の名称を適切な名称に補正したものであります。それを入れて提案させていただきます。

請願の趣旨。

県道甲良多賀線と町道古川北落線、尼子在士線との交差点（Kモール前交差点）は、町内で大変危険な箇所の一つになっています。今や町内の主要なショッピングセンターとしてなくてはならない施設となり、町内はもちろん町外からの利用者も多く、夕方の混雑時には大変交通量も増大しています。周辺住民はもちろんのこと、多くの住民から同交差点での信号機設置が求められています。

Kモールの前身であるせせらぎタウン・アイムは、せせらぎ遊園のまちづくり事業の一環で、にぎわいのまちとして町内小売業者の取り組みを町が強

力に支援して設置されたものと聞いています。

近年交通量の増大とも相まって、同交差点の事故が多発しており、一日も早く信号機を設置してください。

請願事項。

県道Kモール前交差点に信号機設置を求める意見書を地方自治法第99条第2項の規定に基づき採択すること。

以上、1, 326人の賛同署名を添えて請願いたします。

若干補足説明をさせていただきます。

先般、この信号機の担当されている彦根署の担当課のところに丸山議員と住民の方とともに請願、要請に行っていました。そのときに言われたのが、ちょうどこの県道の先でありますところが土田のところで信号機が改善をされ、そして、木曾に抜ける道が直通で通過をできるようになった。こういうことから大型車、トラックが急に増えたと言われました。その点でも交通量の増大、ここに書いてあるとおりになんです。

そして、担当者が言われました中には、私たち持ってきました要請書には、重大事故が発生をしないと信号機がつかない。こういうことになっては手おくれだから、ぜひとも早く設置をしてくださいと話をしたんですが、言われるとおりですと。つまり、県下で500から600の信号機の設置の要望があり、県の予算では年間、その中の15から16、多くて20カ所に設置がされるだけと。こういう点でも後押しや、それから危険度によってぜひとも判断をしていきたいという話でありました。

全協でもお話がありましたけども、Kモールさんの企業努力、つまり出やすく、事故がないようにその交差点の出口を改良したり、それから、安全員が立つなりをして啓発に努めることはもちろんですが、交差点そのものの危険度、これが夕方に本当に高まってまいります。とりわけKモールから右折、左折とも、非常に見ていまして危険であります。例えば右折をする場合、両方から流れてきますので、役場から来る車、それから、キンビールの方から来る車を両方見ながらだんだんだんだん前に、県道の側に出て行って飛び出しておられます。飛び出していますと役場から来る車が避けて、迂回をして対向線に出てくる。これがしょっちゅうございます。そういう点でも、このKモール前の信号機の設置が、県の事業でありますけども町、そして議会ともども後押しをして、一日も早く設置がされることを望んでいますし、議員の皆さんがこぞって賛同いただいて、県にこの意見書が届けられるようにしていきたいと考えますので、ぜひともご賛同をよろしくお願いいたします。

○藤堂議長　　ここでお諮りをいたします。

これより審査願います請願第1号につきましては、全員協議会で説明いただきましたので、会議規則第92条第2項の規定によりまして委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、請願第1号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本請願を採決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。
起立多数であります。
よって、請願第1号は採択と決定されました。
ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開会いたします。
西澤議員。

○西澤議員 先ほどKモール前交差点の信号機設置の請願を多数で採択いただきまして、ありがとうございます。意見書につきましては、最終日、書式を整えまして提案をまいりますので、どうぞご賛同の方をよろしく願いいたします。

以上です。

○藤堂議長 議事の都合により、副議長と交代をいたします。

○西澤副議長 議長を交代いたしました。

次に、日程第29 発議第10号を議題といたします。

本来ならば、地方自治法第117条の規定により、藤堂与三郎議長の除斥となりますが、今までこのような場合は、弁明の機会を与えていた経過がありますので、質疑の前に除斥とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西澤副議長 異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、発議第10号の議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第10号 甲良町議会議長の不信任決議(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月9日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員、山田議員。

賛成者 西川議員、同じく賛成者 金澤議員、同じく丸山議員。

○西澤副議長 この発議は、山田議員から提出されていますので、本案に対する提案説明を求めます。

山田議員。

○山田議員 それでは、理由の説明をさせていただきます。

文章を配布いたしておりますが、朗読をもって説明とさせていただきます。

甲良町議会議長の不信任決議(案)。

本議会は、甲良町議会議長藤堂与三郎君を、以下の理由により議会を代表する議長として到底信任できないということで下記の通り理由を述べさせていただきます。

1、平成22年12月21日付で甲良町議会より提出された告発状(告発罪名、地方自治法違反。被告人名、山崎義勝、野瀬喜久夫、山田壽一、濱野圭市。)が、平成23年4月22日に大津地方検察庁より告発事実の内容が不相当と判断され返還されてある。その事実を補欠選挙後の4月27日の臨時議会に報告をしなかったことがその後6月議会で明らかになりました。6月28日付で私、山田と金澤議員より、議長に告発の件でいろいろなことをお尋ねする旨の要請書を提出したところ、全く回答がいただけなかった。再度、私、愛知川の庁舎に寄って藤堂議長に尋ねたところ、公文書は公にはできないので渡せないなどの発言がございました。もっと議長たる者は、しっかりとした公平・公正な対応をするべきではないかと、こういうように思います。

2、濱野元議員の資格審査について、4月14日大津地方裁判所にて甲良町官製談合に絡む恐喝未遂事件および職務強要事件にて懲役2年2カ月の実刑が言い渡された宮寄議員の公判中に、濱野元議員の担当検事の調書に、実質経営する会社と書いてあったと強く主張し92条の2で兼業禁止に触れるなどと多数派工作にてある意味強行に議決したこと。証拠提出の機会も与え

られず、議員辞職されたことは全国でも例のないことだと聞いております。一部の議員とすべて仕組んだ計画的な議会運営では許しがたいかなというように思いをしております。

3番、資格審査で濱野元議員が県に申し立てを提出した際、町の顧問弁護士がいるにもかかわらず、議会に諮らず、玉木弁護士を代理人として依頼している。また、議会からの弁明書は、本来議会の議決が要るにもかかわらず、何ら相談もなく県に提出していたことは重大であると考えます。このことを指摘を受け、急遽臨時議会を開催し、多数派にて議決をし県に再提出をしたという経過がございます。選挙までに結果を出す予定をしていた県は、選挙まであと3日しかなく、やむなくそれまでに判断ができなかった、こういうように聞いております。議会運営として全くあり得ない数々の行動であったと考えられます。

以上、述べたとおり、議会の品位と公正さを著しく傷つけているということで、以上を決議するという理由にいたしたいと思っております。

平成23年9月8日。

甲良町議会。

以上でございます。

○西澤副議長　ここで、藤堂与三郎議長に弁明の機会を与えます。

弁明はありますか。

藤堂議長。

○藤堂議長　弁明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

以前ですと、質疑、討論の時点までこの場におられたという過去がありますけれども、本当は弁明もできないのが本当なんですけれども、過去の前例に従って許していただいたことに感謝をいたしております。

不信任（案）に対して、詳細にわたり私は弁明をいたしません。私は、議長として公平・公正な対応をしていないとは思っていません。なぜなら、不信任決議（案）に書かれている中に多数派工作、多数派による採決と言われているが、民主主義社会において採決方法は過半数議決でありますし、また、議会においても議員資格決定等、重要な案件は出席議員の3分の2の議決をしており、ルールにのっとりた議会運営をしております。その他の諸問題についてもルールに沿って進めていると確信をしており、問題視されることを不可思議に私は思っております。

また、濱野元議員から出された資格審査決定処分の執行停止申し立てについては、1点だけ、これは申し上げておきたいと思っておりますが、県の決定、選挙、投票日の9日前には申立人に対し代理人を通じて申立人に不適法である理由を明記して、不適法の理由をしっかりと明記して却下されていることを

申し添えております。

以上です。ありがとうございました。

○西澤副議長 藤堂与三郎議長の弁明が終わりました。

ここで藤堂与三郎議長の除斥を求めます。

(藤堂与三郎議長 退場)

○西澤副議長 山田議員の提案説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

質疑を許します。

宮寄議員。

○宮寄議員 まず、ここで気づいた、また後でさせてもらうかわかりませんが、まず2点、お答え願いたいと思います。

この甲良町議会議長の不信任決議(案)の第1番目の2行目ですね。「地方自治法違反、被告人名、山崎義勝、野瀬喜久夫、山田壽一、濱野圭市」とありますが、私の知るところによると、ここは被告発人、山崎義勝、野瀬喜久夫云々。被告人名ということは、もう起訴されているんですかね。ここはたしか被告発人であったんじゃないかと思われるんですが、なぜこの、ご本人は起訴されたつもりでおられるのかという点と、もう1点は、2番目の上から4行目の、「強く主張し92条の2」とありますが、何の92条の2ですか。刑事訴訟法なんですか、刑法なんですか、民事訴訟法なんですか。ここですが、ちょっと書かれておりませんので説明を願いたいと思います。

今気づいたところなんですけど、この2番の最後の方ですね。一部の議員とすべて仕組んだ計画的な議会運営は許しがたいとありますが、何を根拠に仕組んだとか、計画的とか言われるのか、ご説明願いたい。

以上です。

○西澤副議長 山田議員。

○山田議員 ただいまの宮寄議員の質問にお答えいたします。

1番の被告人、これは私のミスでございます。被告発人名というように訂正をお願いいたします。

2番目の92条の2というのは、地方自治法ということで、ここにちょっとつけ加えていただきたいと思います。

一部の議員とすべて仕組んだといいますのは、証拠書類を提出云々、そして、いろんな情報があったかと思いますが、いろんな方向で排除の原理がなされ、そういうふうな仕組みがいろいろ、副議長時代からいろんな絡みでいろんな問題をこの議会は抱えておりました。その中で派閥的分裂が起り、その形によって生まれた計画的なことではなかったかと私は判断をいたしております。

以上でございます。

○西澤副議長 宮寄議員。

○宮寄議員 1点目と2点目はわかりました。こういう公文書に書くときは、こういうミスは極力ないように、大きな違いですから。特に1番目の被告人と被告発人、初歩的な、完全なミスです。説明でよくわかりましたが。

3点目の、一部の議員とすべて仕組んだ計画的な議会運営という部分で、今、提出者山田議員の説明がありましたが、全く理にかなっていない説明です。私には理解できません。といいますのは、いろんな排除の仕方、いろんな、いろんなというのが4回、5回出てきました。何が「いろんな」なのか、いろんなことを一つ一つ詳しくとは言いませんが、もう少し詳しく説明願いたいと思います。いろんなとは、3つぐらいあるでしょう。具体的に。

○西澤副議長 山田議員。

○山田議員 質問にお答えいたします。

私はいろんな、というのは、町長選挙をはじめ、その前の議長選、そういう選挙絡みでいろいろ対立ができ、議会が分裂するというような、そういう意味でいろんなことがあったということもふまえて言っております。

また、商工会云々の問題も出され、そういう絡みでいろんな、いろんなというのはそういう、議会だけではなく違う要素もふまえた中でそういう排除の原理が働いたのではないかと私はそういうふうに推理しております。

以上です。

○西澤副議長 ほかにございますか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私、今回の議長不信任案に対して、聞いていてもよくわからないところがありますので、私にはよくわかりませんので、もう一度ちょっとお尋ねしますのは、いろいろなことをお尋ねする旨要請書を提出したとありますが、この要請書を提出した本人に、どのような内容か、私らにもわかるように説明をしていただきたい。

○西澤副議長 山田議員。

○山田議員 お答え申し上げます。

いろんなことというのは、私も今ちょっと資料を家の方に置いてきましたので、5点、6点、いろいろ議長には、私の覚えている限りでは、なぜ報告ができなかったのか。検察庁から議会に返ってきたのに、なぜ4月27日の臨時議会に、22日に返ってきている文書なんです。27日になぜ議会から提出されたものを、返ってきたやつをなぜ、こういう結果だった。また、その報告が我々議員にも報告がなかったということで、その理由と、そして、その文書をコピーしていただきたいということも記載してありました。そのときにコピーはできない。公の文書だから、公文書だからコピーはできない

と。

我々の感覚では、公の文書というのは公に示せる、公に見てもらってもいい文書だと考えております。皆さんが知っていただくのにそういう文書を提出してくれと言っても断固としてしてくれなかったということは覚えております。あと二、三あったんですけど、責任問題も書いてあったんですけども、どうした責任をとっていただけるというようなことを私は口頭でお聞きしたところ、不信任案でも出してくれたらよろしいんだと。私には責任がないというようなことをおっしゃいましたので、私はこういうふうの不信任案を出させていただいたという経緯がございます。ちょっと、あと二、三はちょっと覚えてないんですけども、文書、家に置いてきてあるもので、また12日の日にでもまたコピーして持ってきます。よろしく申し上げます。

○西澤副議長 丸山光雄議員。

家に忘れてきたということで、説明にちょっと私としては理解できないところがありますので、もう一度よく調べて、12日にはしっかりと説明できるようにお願いしたいと思います。

○西澤副議長 ほかにありますか。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 8番 藤堂です。

私は1点だけお尋ねしたいと思います。

2項目の後段の部分ですけども、証拠の提出の機会も与えずという文面がありますけども、この審査過程においては弁明の機会を、たしか私の記憶では2回あったと思うんですけども、その1回は弁明されました。1回は弁明拒否というか、弁明をしないということがあったと思うんですけども、それについても証拠があるのなら、その弁明を与えたときにも証拠を出していただければ審査できたというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○西澤副議長 山田議員。

○山田議員 お答えさせていただきます。

弁明の機会是与えていただいたかもわかりませんが、検察が提出、検察のやつを見たという書類ですね、調書。その調書が委員会の中で、その調書を皆さんが見られて、それで判断をしたのならば私も納得できますけども、皆さんは宮寄議員の証言とか、弁護士さんとかの証言とかで聞いた。そういう話をされたんだと私は思っております。その証拠を提出、調書というのはなかなか外部には出せない文書ですので、本当に証拠物件としてはなかなか提出しにくいものだと思いますけども、そういうことも提示、裁く側から提示もせず皆さんで議決されたということを私は申しておるのでございます。

以上でございます。

○西澤副議長 よろしいですか。

ほかにありますか。

木村議員。

○木村議員 4番 木村です。

2点、お尋ねしたいと思います。

3番の項目で、下から3行目あたりかな、選挙までに結果を出す予定をしていた県は、選挙まであと3日しかなく、やむなくそれまでに判断ができなかった。議会運営として全くあり得ない数々の行動であったとあるんですが、県の意思がなぜわかったのか。いつ、どこで、誰が言われたのかということをお尋ねしたい。

それともう1点は、2に戻るんですが、今、藤堂一彦議員がお尋ねの部分なんですが、議員辞職させたことはというふうに書いてあるんですが、7月29か30でしたね、に私ども、ビラを、チラシを出したわけですが、そこにも書いておったと思うんですが、濱野氏が議員辞職の不服申し立てを取り下げられました。その行為は議会の資格決定を承認されたというふうに私はとったんですが、提案者の山田議員、同じく賛成者3人おられますが、その方々の、この濱野氏の不服申し立てを取り下げられたという行為に関しての見解がいただけたらと思います。

以上です。

○西澤副議長 山田議員。

○山田議員 まず、1つ目の質問なんですけども、県の、県庁の選管の方にいる私も人脈がありますので、そういう方にお頼みいたしまして、どういう経過になっているかというようなことはお聞きしたことを覚えております。

そして、取り下げなんですけども、濱野氏は、取り下げは選挙が、補欠選挙が行われ執行される、そんなときに再度その選挙を無効だという、裁判所に提出しろと県の選管から指導されたというようなことを聞いております。濱野氏もそんな、せっかく4名の方でしたか、立候補され、3名、そういう選挙、告示までした時点でそういうことをするのも皆さんに、立候補される方にも悪いだろうと。だから、自分はあえてここで引き下がるというようなことを私は聞きました。

彼は本当に納得して辞職したわけではございませんので、いろいろと悩んでおられましたけども、そういうやむを得ない、選挙が執行されるというような事態で、執行されればなかなかそういうことは問題にはならないだろうというようなことで、また、裁判所に訴えても1年、1年半かかるようなことですので、この期、今期が終了し、また選挙があるということで潔く取り下げをしますというようなことを聞いておりました。

以上でございます。

○西澤副議長　ここで申し上げます。先ほど木村議員の質問は、理由の2にかかわって審査請求を取り下げた件についてどう思うのかということ、提出者と賛同者に対してそれぞれ見解を求められています。

お諮りをいたします。

提出者がこの件では答えることになっていますが、賛成者についても答えを求めることについて異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西澤副議長　異議がありませんので、それでは、順次賛成者に名を連ねていただいています議員の皆さん順番に、木村議員の質問、つまり濱野議員が兼業禁止規定の異議の審査について取り下げをした。選挙とは関係ございません。異議の申し立ては資格決定、つまり92条の2に該当すると決定されたことについて異議を申し立てています。選挙はその後開催された問題でありまして、その取り下げたこと、異議申し立てそのものを取り下げたことについてどう思うのかという質問でありますので、見解をそれぞれ述べていただきますようお願いいたします。

○西澤副議長　木村議員。

○木村議員　今、山田議員にお答えいただいたんですが、ちょっと納得できる部分じゃなかったもので、もう一度確認の意味で質問をさせていただきたいのが、資格決定で濱野氏が議員辞職された。そのことに対して濱野氏は、知事に不服申し立てをされたの1つがありますね。ちょっと申しわけない、日にちは忘れたんですが、その後、簡単に言いますと補欠選挙を、いわゆる延期してくれ、やめてくれという申し立てがされました。2件ありましたよ。だから、そのことに関して、今、山田議員の言われたことは、補選があるからもうええんやないかみたいなことをちょっと言われたように思ったんですが、補選があるから補選の4名に、4名の方が出られたことに対して、そのことを考えてやめられたというようなことをお聞きしたんですが、それはいわゆる補欠選挙を延ばしてくれ云々の部分であったと思うんですが、それならば最初からその言葉が、わかりません、ちょっと言い足りないんですが、選挙を延ばしてくれという部分の不服申し立てはしなかった方がよかったんじゃないのかなというふうにも思いました。それはそれで今再度不服申し立て、最初に議員辞職になったときの不服申し立てをされたときのことをみずから取り下げられたという部分で、1つは却下された、1つは取り下げられたという、その取り下げられた部分でもう一度お願いしたいのと、賛同者の方も一言見解をお願いしたいということでございます。済みません。

○西澤副議長　今、山田議員に再度尋ねていますので、山田議員から。

山田議員。

○山田議員 彼は決定されてから20日以内に不服申し立てをしなければならぬ、知事に不服申し立てをしなければならぬということで10日か2週間ぐらい後に知事に対して不服申し立てを提出いたしております。

それから県は、60日以内に回答を出さなければならぬと。それまでに補欠選挙が執行される。県は濱野だけの申し立てでは内容がわからないので、議会に対して、甲良町議会に対して答申書の提出とか、いろんな手続が多分あったらと思うております。それを答申書、また濱野の弁護士からのそういう答申書、その文書のやりとりで、その答申書が、議会から提出される答申書が、議決がなければいけないというような結果を、結果というか、県からの指導をもらって、その文書が長引いた。その期間をずるずるずるずるとなって選挙になってしまったと。だから、もう選挙に入ってしまったからそういう迷惑をかけるのは自分としては次の選挙もあることだしという思いを聞きました。立候補される方には本当に迷惑がかかるといけないという言葉は、私は確かに聞きしております。

以上でございます。

○西澤副議長 木村議員、よろしいですか、3回目がありますが。

それでは、先ほど言いました、先ほど木村議員が質問をされていることをなぞりますと、私の記憶ですが、1つは3月8日付の審査請求です。これは92条の2で兼業禁止に触れると決定されたことに対する知事への審査申し立てです。2つ目は、4月7日付、執行停止。つまりこの処分の執行停止を求めて選挙がとまることを求めた申し立てであります。このことが出されています。私の記憶ですが、間違いがあればまた訂正をいたしますが、2つの濱野元議員から提出をされている問題で、審査申し立てそのものを取り下げたことについてどのように考えているのかということについて質問がございましたので、順次ご回答をお願いいたします。

金澤議員。

○金澤議員 今、木村議員の質問ですけれども、これは山田議員が言ったとおり、そのままあります。ということは、県が不服審査申し立てをしてから50日以内、その間に、県が回答するまでに議会に対して何回も行ったり来たりキャッチボールしたわけです。だから県は調査する期間が短かった。その間に補欠選挙に突入するような状態になってきたということで、濱野議員はこれ以上、やはり皆さん立候補するのに私はこれ以上それを不服申し立てして審査を出しても結果が出てこないということで審査を取り下げるといふふうに私は聞いています。

○西澤副議長 西川議員。

○西川議員 西川です。

私は、補欠選挙に立候補するにあたりまして、今言われているような審査請求が出されていまして、私自身どうなるんだというようなことを選管にも尋ねてまいりました。その辺の中で、濱野議員の方が、もうこれ以上やったら補欠選挙に立候補する者に迷惑をかけるから取り下げたというふうに聞いております。

○西澤副議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 正直、僕はこの内容のことははっきり知りません。ただ、正直言うて、こういうことがあったということの内容を読んでわかったので、賛成者に協力してほしいということと言われたので賛成しただけなので、中身を、詳しいことを説明するのはちょっとわかりません。

○西澤副議長 ほかに質疑、ございませんか。

3回目。木村議員。

○木村議員 4番 木村です。

今、山田議員以下賛同者の方々の話を聞いたんですが、私が重視しているポイントがちょっと違いますので、できたらもう1回お願いしたいと思うんですが、今私が重視しておる方は、いわゆる資格審査で辞職された。それに対して知事の方に申し立てを、不服申し立てをされた。それを取り下げられたという部分で、取り下げられたのは私どものビラにもこれ、書いてますけど、取り下げられたのは、不服処分をみずから取り下げた行為は議会の資格決定を承認したことに等しいということが書いております。だから、それに対してどういうふうに思われるかということが聞きたいんです。それは、たしか期限が5月いっぱい、あるいは6月の最初のころまで期限があったかと思うんですが、4月29日に取り下げられたと私は5月に入ってから聞きました。だから、取り下げられたのはなぜか。そのまま取り下げずに知事の判断を仰げば、もしもそれがセーフだと、濱野元議員がセーフだというふうな、知事が裁定を下されたら、それはあの人にとって名誉回復になる最大のチャンスだったと思うんですが、そのことを言いたいわけで、その回答を聞きたいということでございます。

○西澤副議長 提出者ではありませんが、山田議員、よろしいですか。

金澤議員。

○金澤議員 木村議員、先ほど説明したように、それはあなたの勝手な解釈です。濱野議員は、県が自分で調査する、十分調査する時間がなかったと。先ほど言いましたね。みずから取り下げた。ということは、今、西川議員も言ったように、自分がこのままやっていたらみんなに迷惑がかかるから補欠選挙に。だから、あんたの言っているように取り下げた、認めるという、そ

れと違うんですよ、意味が。それはあなたの勝手な思い込みであって、本人は確かに、これ以上したらみんなに迷惑がかかるから、自分の苦渋の選択で自分は引いたと、こういうように理解できないんですか、先ほど説明しているのに。

○西澤副議長 ほかにございませんか。

丸山議員。

○丸山光雄議員 今、金澤議員が言っていましたけど、金澤議員の言っていることがよくわからないんですけど、補欠選挙のときに、既に補欠選挙が始まるというのに県の方に申告して議員辞職の取り下げを願っているということは、大変私らは選挙をしていて非常に迷惑だったと思います。

というのは、選挙をしてても、いつ補欠選挙が取り下げになるか。ちょっと不安の中で選挙をやってきました。そういう中で、私たちは戦っているときでも不安はいっぱいでした。途中で取り下げがわかりましたけど。そういう迷惑をかけたことは遺憾に思います。

○西澤副議長 質問項目ではないですね。

ほかに質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○西澤副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

金澤議員。

○金澤議員 5番 金澤です。

山田議員の議長不信任決議(案)に賛成討論いたします。

藤堂議長は、この甲良町議会を分裂させた張本人でありますと私は思っています。というのは、今年の1月4日に、部落解放同盟の滋賀県連の旗開きがあったわけです。そのときに、今の山田議員は議長として、来賓として参加したわけです。だから、私が山田議長に会ったときに、もう1月4日からあと2月4日まで1カ月ほどしかないから議長のことをちゃんと藤堂与三郎議員と話し合ったらどうやという話をしたんです。

そしたら、1月6日の日に連絡をもらって、あしたの夜、うちへ来てくれということで、私は山田議長の家へ呼ばれたわけです。そのときに濱野副議長と藤堂与三郎議員と私と3人で一緒に車に乗って山田議長のところへ行ったわけです。

その中で山田議長が、もう議員の申し合わせで日が来るから、藤堂与三郎議員、あなたは今度古参議員で申し合わせになっているので、北川議員は町長になったから、古参議員はいないと。ということは、あなたを排除した中で話を進めていたわけです。みんなそれは承知しています。これは皆さんの

中で、申し合わせの中でやったことですから。後からまた説明します。

ということで、そういうことを言ったら、藤堂与三郎議員は、私は体の調子が悪い。まだ病気もしっかり回復していないから、山田議長、もう1年続けてやってくれと、こういう申し出が本人からあったわけです。だから、それでいいんですかと言ったら、結構ですということで、山田議長は自分が古参議員に了解をもらったから、ほかの議員にそういうことということは、私も相談を受けました。これは確かに聞いていましたですね。

その旨をほかの議員に相談してから、12日ぐらいたってから、自分からまだ手を挙げてくるわけです。だから、そのときに本人が気持ちよく受けたんですね。ほかの議員によいしょされて、また出るというふうに言わなかったら、こんな議会が分裂していることはないんです。選挙で分裂することもない。そのときすなおに受けてくれとったら、今の藤堂与三郎議長になって、そしてほかの新人議員を副議長に任命できているわけです。指名になったわけですからね。そういうことで、あの人は甲良町議会を分裂させた張本人だと私は思っています。

2番目ですね。議員の申し合わせを守っていない。ということは、私たち新人議員は8人当選しました。そのときに、議長は古参議員から、そして、1年目は山田議長が副議長ということで皆さん申し合わせをして、2年目からは1年交代で、議長は古参議員から、副議長は新人が沢山当選したから新人議員からという申し合わせができたわけです。あなたを省いて全部決めたわけです。それはここにいる皆さんは承知しています。あなただけ知らないことであって、そうです。

その中で、やってきて、そして、2年目の申し合わせ事項の中で、議長は副議長を新人議員から選ぶとなったわけです。そうしたら、今度の選挙で、議長選挙で、西澤議員を藤堂与三郎議長は投票したわけです。そうしたら、これはあなたがいつも言っていた、西澤議員が言っているように、議会の申し合わせ事項を、議員の申し合わせ事項を守っていない。ということは、先ほど山田議員が言ったように、藤堂議長は議会を混乱させた責任と、今のこの申し合わせを守っていないということを申し添えて山田議員の賛成討論をいたします。

○西澤副議長 建部議員。

○建部議員 ノーサイド。終わりにしましょう、これでもうという言葉は野田総理が発した言葉であります。任期まであと4カ月余りになった今、こういう不信任案なり、辞職勧告の決議が出るというのは非常に残念のきわみであります。そこで、私はここに書かれている理由、事実が誤認されている、またゆがめられてここに書かれているということを指摘して反対討論をいたし

ます。

まず、皆さんもご承知のように、ここに2枚のビラを私は持っています。1枚のビラは、3人の議員の連名による甲良町議会報告と、もう1枚は議員8人の連名によるビラであります。この最初に出されたこれは、7月24日の日曜日に全戸配布されたビラ、3名の連名のビラとここに書かれている不信任決議（案）の理由、発想は全く一緒であります。ここで書かれている内容が今日の理由になっている。そのことについては、これはあかん、このままでは町民に誤解を与えるというので、この反論、答弁をしたのがこのビラです。ここに3人の連名で出したビラに対する抗弁、要するにその反論が逐一書いてあります。

だから、これを読んでいただければその内容はわかるんですが、長々と私、説明はできません。でも、この理由の中でかいつまんで指摘を申し上げます。

まず、1番には、議長が議員を偽証罪でもって告発した。これは議会が告発しなければならないという義務規定があって、昨年12月21日に告発いたしました。その偽証罪の偽証に当たる部分がどこにあるのかと。その特定する箇所がないというので再度出し直しなさいというのがある。ここに書かれている返還されてあるというのは4月25日、実際は日付は4月22日付で検察庁から告発事実の特定をなさい。特定がされていないからとりあえず告発状は返還しますという文書が22日付ですけど、実際来たのは、この事務局へは4月25日に来ているんです。そして、臨時会が4月27日に行われた。そのわずか2日間、これを議長が議会に報告する、しないは議長の裁量であります。要するに、昨年12月21日に出した告発状をいったん返還されています。

しかし、それは偽証に当たる部分を特定して再度出し直しなさい。ついでに議長もかわっているのだから、新しい議長の名前で出しなさいというのが検察の指導でした。ですから、既に本体は12月21日に告発されていますので、その文書の補正、要するに不備があったので書き直して出しなさいというのが検察の趣旨であります。でありますから、その書き直しなさいという一部、そういう事務手続上の不備があったことによる補正をもって出し直したと。

ですから、これはやはり議長の専決であります。議長が事務局でもって、そのどこが偽証に当たるか。その部分を特定していく作業に、実は7月5日までかかっている。その7月5日にここここが偽証に当たりますという告発状を出し直しているんです。その告発状は、7月5日に提出して、7月14日に既に検察で受理されているんです。その捜査は今始まっているんです。4月22日付、実際は4月25日に事務局へその返還書が出されて、特定して出し直したのが7月5日、わずか9日間で検察は受理をして捜査に入った。

そして、そのことは議長の特決でもって議会に報告しようとしようまいと、これは議長の裁量でありますから、この1番目に書かれている議会に報告しなかったというのは当たりません。

それと、先ほど山田議員は、要請書を出したけどその返事がなかったと書いているんですが、その要請書の内容は私もわかりませんので、これに対して言うことはできません。

2番目、濱野元議員の担当検事の調書に、実質経営する会社、これは実際は私が実質経営する濱野工務店、裁判所の公判の中で弁護士からこのことが朗読されている。私たちはその公判に、傍聴に毎回行きました。裁判所で明らかになったのが、私が実質経営する濱野工務店というくだりなんです。私はこれでもって、実際この人のふだんの立ち居振る舞いは実質の濱野工務店のオーナーである。実質その会社を采配している。これは事実社長である、名義上は奥さんにかえていますが、これは実質濱野元議員が経営する濱野工務店であるという確証を得たんです。

だから、自治法92条2項の規定の兼業禁止に触れるというので、私はその審査調査委員会特別委員会の委員長をしまして、十分にその審査をしました。彼にも弁明の機会を与えました。彼が裁判所で実質経営する会社、濱野工務店と言っていないという証拠があるのなら出したらいいいというふうに私も思っていました。でも、それは出ませんでした。一応弁明の機会を与えております。

それと、この2番目の下の方に、一部の議員と書いています。これは一部の議員じゃないんです。3分の2以上の絶対多数の議員なんです。それが仕組んだ計画的な議会運営、議会制民主主義というのは多数決です、基本は。それも3分の2の絶対多数でもって、この濱野元議員の資格が決定され、失職をしているんです。これは藤堂議長が決めたわけじゃない。議会が決めた。だから、このことについても議長の責任はありません。これは議会が決めたんです。

それと3番目に出しています、その終わりの方、先ほども議論がありました。選挙までに結果を出す予定をしていた点は、選挙まであと3日しかなくやむなくそれまでに判断ができなかったとあります。これは真っ赤なうそであります。山田議員は県にパイプがあってそういう情報を得たかも知れません。どういう情報だったかわかりません。濱野元議員は、実は補欠選挙が行われるということが決まって以降、4月7日にその選挙の執行停止を申し立てているんです、4月7日に。そして、県は4月15日にその申し立てを却下している。そして、4月19日、補欠選挙の告示日です。投票は4月24日。その方を含めての臨時議会が4月27日です。そのときというのは

非常に目まぐるしく状況が変わっています。だから、我々も本当に補欠選挙がやられるのかどうかということは非常に不安でありました。でも、県は、判断ができなかったところには書いていますが、判断をしたんです。4月15日に濱野元議員が出した選挙をやめさせるための執行停止の申し立てを15日に却下しているんです。告示前の4日前です。だから県は行動を起こしているんです。それがここでは、3日しかなくやむなくそれまでに判断ができなかったと書いていますが、これは真っ赤なうそです。県は15日に執行停止の却下をしております。

そして、選挙が行われました。4月29日、濱野元議員は、不服審査申し立て、本体の申し立てを取り下げているんです。だから、私は想像の域では申し上げません。なぜ取り下げたかというのは申し上げませんが、結果としては3月8日に出されたこの不服審査の申し立て、県知事にあてたものが、もう4月29日には取り下げているんです。本当は県の裁定を待つてほしかった。県は執行停止、選挙の執行停止の申し立てを却下しています。あと本体である不服審査の申し立てを裁定する時期にあったんです。

だから、県はどのように裁定するか、私もこれは想像で物は言えません。却下されるのか、申し立てを受理というか、受け入れるのか。それについては当然受け入れたら議会の方に勧告があります。濱野氏の復職をめざす勧告が出てきます。でも、県は、もし濱野元議員が取り下げでなかったらどういう裁定を下すかというのはわかりませんが、仮に却下されても、まだその上の裁判所に上訴することはできるんです。この県の決定を不服とした場合、裁判所に訴えることができるんです。そして、自分の身分を確保しようと思うなら、そこまで徹底してやらないと、これはやっぱり途中でおりたこととなりますから、でも、現実4月29日には濱野元議員は不服審査申し立てを取り下げています。

そういうことからして、事実に基づいてこの理由が書かれているならともかく、こうした内容でもって、ましてや濱野元議員の資格審査は議会が決めたとです。議長が決めたわけじゃない。そういったことで議長の不信任に当たらない。そういうことから反対の討論といたします。

○西澤副議長 ほかにありますか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

この議長不信任案に反対討論させていただきます。

まず、この決議案に書かれている、今、建部議員も申されたように、1番の部分で被告人と書いてある。これは明らかな公文書でありますから、山田議員から説明を聞いてわかったところであります。

3行目からの告発、事実の内容が不特定と判断されたと、返還されてあるとあるが、これは書類のかがみが返ってきて、どの部分が偽証に当たるのかピックアップしてほしいとの要請で、検察側からの要請であります。

それと、この偽証罪の告発は、議会の代表である議長名で出されております。当時の議長は、この不信任決議（案）の山田議員でございます。ということは、山田議長名で出されていたから、議長がかわったのだから議長名も変えて提出なさったかどうかとの検察からの要請でありました。

2番目の部分であります。この不信任案の中の2番の部分であります。実質経営する会社と書いてあったと強く主張し、とありますが、ここでいま一度検察官調書の覚書を読ませていただきます。審査委員会でも読ませていただきましたが、いま一度読ませていただきます。

この事件に関する当初の私の説明と検察官に対する説明とが若干違って来たことについてです。私は何も当初から間違った説明をしてきたという思いはありません。ただ、捜査が進むにつれて細かい情景を聞かれますと、「ああ、そうだったかな」と思うことが増えてきました。それで、物事の順番を整理したり、記憶をたどってみる努力をし、最終的に検察官に説明した話をさせていただいた次第です。

次に、山口らを被告人とする法廷で、今回の事件の経緯について証言しなければならない可能性があるということについてです。できれば、許されることなら山口らのいる法廷で証言をしたくはありません。証言しないで済むものなら済ませてほしいと思います。なぜこんな気持ちになるかという、まず、宮寄ですが、何よりも宮寄は私と同じ町議会議員であったということ、挙げなければなりません。私が裁判所で証言するとなると、私が同僚議員を売ったという感じを世間に与えかねないと思いますし、甲良町は狭い社会ですから私の町内における立場が微妙なものにならないか、心配です。議員としての立場もそうですし、私が実質経営する浜野工務店にも微妙な影を落としかねないかと心配しております。山口についてですが、山口は今回の事件前、頻繁に行政に対してクレームをつけてくる男でしたし、現に私たちをやくざまがいの言葉でおどしつけるようなやからですから、正直後の仕返しが怖いのです。しかし、被害届を出した以上裁判所に証人として出ないわけにはいかないことはわきまえております。という覚書があります。これは建部委員長のもとで読まさせていただいた、当時の委員さんの前で読まさせていただいたものと全く同じものでございます。

今の文面からもわかりますように、何も検察官に対してご本人は、自分が経営者であるということ、何を隠さずと述べておられます。ということからも判断いたしまして、3分の2の議決が得られたのではないかと確信

しております。

それと、一部の議員とすべて仕組んだ計画的な議会運営は許しがたいとありますが、先ほど私も質問いたしました、何を根拠に仕組んだとか計画的と言われるのか、全く意味がわかりません。先ほど丸山恵二議員も、協力してくれないかとの理由だけで賛成者に名を連ねたと。弁明のように聞こえました、私からすれば。中身もわからないままにただ協力してくれと頼まれただけで公文書に署名、捺印をされているのです。一体どちらが結託しているのかと言われても仕方がないではありませんか。

この不信任の3番の部分ですが、長くなりましたので短く行きます。済みません。濱野元議員は弁明の機会をみずから放棄し、また、みずから異議の取り下げをなさっているのであります。

以上のことを総合いたして判断しますと、何ら議長不信任の理由には当たらないと私は判断するものです。よって、私の反対討論といたします。

○西澤副議長 ほかにありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、宮寄さんの説明の中で、丸山議員と名前が出てきました。これは丸山光雄でなくて丸山恵二議員の話です。

以上です。

○西澤副議長 討論はほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西澤副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第29 発議第10号 甲良町議会議長の不信任決議(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西澤副議長 ご着席願います。

起立少数であります。

ただいまの起立は4人であり、起立少数であります。

したがって、甲良町議会議長の不信任決議(案)については否決されました。

藤堂与三郎議長の入場を許します。

(藤堂与三郎議長 入場)

○西澤副議長 ただいま藤堂与三郎議長が入場されました。

ご報告します。

甲良町議会議長の不信任決議(案)は、起立少数によって否決されましたことを報告します。

ここで、藤堂与三郎議長からただいまの報告に対しまして何か言うことは
ありませんか。発言を許可します。

藤堂議長。

- 藤堂議長 否決に賛同いただきました皆さんにお礼を申し上げておきます。
また、他の皆さんにも、本当に議長職、議会運営は何かをいま一度認識を
していただいて、ご理解をいただきたいと、このように思います。
それから、仮に否決されたとしても辞職しないという前例がございまして、
その点だけは申し上げておきます。
以上です。

- 西澤副議長 否決と言われましたが、可決した場合でも。

- 藤堂議長 はい。可決した場合でもです。失礼しました。可決されても、否
決されても、いわゆる辞職をしないというような前例は私は存じております
ので、そういう形で議長職を一生懸命務めてまいりますので、今後ともよろ
しくお願い申し上げます。

- 西澤副議長 ここで、議事の都合により、議長と交代します。

- 藤堂議長 次に、日程第30 発議第11号を議題といたします。

先ほどもありましたように、本来ならば、地方自治法第117条の規定に
より、西澤副議長の除斥となりますが、先ほどのとおり、今まで弁明の機会
を与えていた経緯がありますので、質疑の前に除斥をすることに異議はあり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 藤堂議長 異議なしの声ですので、そのようにいたします。

それでは、発議第11号の提案を朗読させます。

局長。

- 大橋事務局長 発議第11号 甲良町議会副議長の不信任決議(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定によ
り提出します。

平成23年9月9日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 金澤議員。

賛成者 西川議員、同じく賛成者、山田議員、同じく賛成者、丸山恵二議
員。

- 藤堂議長 この発議は金澤議員から提出されていますので、本案に対する提
案説明を求めます。

金澤議員。

- 金澤議員 それでは、議長の許可を得ましたので、発議第11号 甲良町議

会副議長の不信任決議（案）を朗読をもって提案いたしたいと思います。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月9日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員 金澤博。

賛成者 甲良町議会議員 西川誠一。

賛成者 甲良町議会議員 山田壽一。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二。

甲良町議会副議長の不信任決議（案）。

本議会は、甲良町議会副議長、西澤伸明君を以下の理由により議会を代表する副議長として到底信任できない。

1、6月議会、全員協議会にて告発状返還について西川、山田議員の質問に対し、賛成しない議員には報告しないなどと答弁。議会で行った、議会で議決したことについて説明責任は当然である。副議長という立場で議会制民主主義を全く無視した言動である。

2、あなたは官製談合ありきで次々と町を混乱に陥れている中心人物であり、上記告発状が返還されてあったことを知りながらも都合が悪くなったのか全く報告もせず、6月議会に私や山田議員らに質問されると、一部修正の書類が届いただけなどと不適切な発言は、副議長としての立場で責任は重大である。

3、平成21年8月ごろから現に逮捕され懲役2年6カ月、執行猶予4年の刑が確定しているY氏に、あなたは数々の相談を受けていた。Y氏が所有していたテープが重要な証拠品で、かつ間違いのないものならば、なぜそのときに警察に届けるなり、相談しなかったのか。平成22年5月18日、彦根記者クラブにてY氏が恐喝未遂を否定するような記者会見を設営するなど、議会議員としてあるまじき行為である。

4、人権推進協議会への議会代表の委員でありながら、総会やその他の会議に一度も出席していないことは議会代表の公務を果たしていない。

4の補足として、甲良町の第3次総合計画にも挙げられている北川町政の3本柱の1つであり、部落差別を含むあらゆる差別の撤廃をとうたわれている。その取り組みの1つとして甲良町同和教育推進協議会が1975年に発足した。内容は、議員各位に配布したので理解していただければと思います。

このような重要な会議に、4月15日総務委員会、5月25日人推協総会、6月21日総務委員会、以上3回の会議に、欠席の連絡だけして一度も出席していない。配布した総務委員会の委員名簿に、西澤議員は議会副議長とし

て議会を代表する委員であることがわかっていただけたと思います。

なお、西澤議員は、平成22年12月議会で、当時の議長、山田議員に、甲良町議会議長不信任決議（案）を提出し可決されました。その内容は、議長が欠席の連絡はしてあったんですけども、内容は、町外から視察に来られた方の歓迎など、各種公式行事に議会を代表して参加しなければいけないにもかかわらず、対外的な議会代表の公務を果たしていないとなっている。副議長としてあなたはどういうふうにもみずから自覚しているのか、3回も欠席して。

以上、申し上げましたとおり、議会の品位と公正を著しく傷つけている。以上、決議する。

平成23年9月5日。

甲良町議会。

以上です。よろしく申し上げます。

○藤堂議長　ここで、西澤副議長に弁明の機会を与えます。

弁明はありますか。

西澤議員。

○西澤副議長　弁明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

ただいま金澤議員から提出をされました副議長の不信任案について、不信任決議（案）について、理由がそれぞれ述べられています。追って私の弁明、反論とさせていただきます。

1についてであります。告発状返還を議員に報告すべきものとの認識から出されている理由であり、説明責任は当然と述べていますが、検討違いも甚だしいものだと言わねばなりません。なぜなら、告発事実を特定する作業に提案者らが再三議会でも、発行したチラシでも述べているように、官製談合疑惑はでっち上げという主張を続ける議員を補充書作成作業に加えてまともな進行ができないのは当然であり、議会制民主主義を無視したことには全く当たりません。

2についてであります。次々と町を混乱に陥れている中心的人物と描いていただいておりますが、官製談合疑惑が生じても見逃せ、追及するなど言っているのと同じであります。不正を働いた者と疑惑を解明しようとする議員をあべこべに見せようとするもので怒りさえ湧いてまいります。

さらに、都合が悪くなるどころか、偽証告発の範囲で再度提出するようになるとの検察からの連絡は、百条委員会での濱野前議員ら4人の無責任ででたらめな証言をじっくりと弁護士先生も交えて検証できる機会となって好都合な出来事でありました。

3についてであります。Y氏との関係を悪と決めつけているようですが、

Y氏が私に連絡をつけてきたのは、あくまで官製談合を迫及してほしい、暴いてほしいとの強い気持ちからであることが明確になっています。このことは公判での本人尋問と谷口弁護人の最終弁論の中でも詳しいいきさつを述べて明確に語っています。それは野瀬前主監や濱野前議員らとの面談、駆け引きなどを通じて官製談合を100%確信したからにはほかならないとY氏は語っていました。ぶれないで必ず迫及してくれると確信したから私に連絡をつけてきたのだと語っていました。

その問題の録音を聞きながら警察への通報をしなかったことをもって、さも不正があったかのような表現をしています。ICレコーダーの存在を一番初めに知ったのは宮寄議員とともに山田議員であることがわかっています。山崎前町長の不祥事を、当時議長でありながらもみ消した山田議員の責任は問われないのでしょうか。

私は、百条委員会が設置されるよう議員の皆さんと努力をしてまいりましたし、設置がされてからY氏を説得し、最低制限価格の情報は濱野前議員、山崎前町長ら4人しか知らないとの内容の録音を証拠として提出してまいりました。

理由の中で、Y氏の記者会見を設営したことを挙げています。私が犯罪を手助けしたかのように描くのはやめていただきたいと思います。Y氏は百条委員会での証言が不十分であり、野瀬主監との接触を続け、官製談合発覚のもととなったいきさつを一番よく知っている者として記者会見を通じて世間に訴えたかったというものでした。記者会見の経験がないY氏の相談を受けたもので、私がY氏の主張を代弁したものではありません。

また、Y氏が山崎前町長との間でどんな会話がされ、どんな取引がされていたか、知る由もありません。私の知る限り、Y氏の主張は官製談合の録音をもとに濱野氏らがお金を持ってきたら、そのお金を談合ありの証拠として警察に訴える。つまりおとりになると考えていたものであります。これは百条委員会でも証言をしています。このお金を持ってきたらという取引、条件が決定的に弱点となり、この弱点を恐喝未遂事件に仕上げられたと見ています。しかも、それは官製談合を仕組んだ人たちが、いよいよ官製談合の証拠が表に出だし、自分たちの不正疑惑を煙に巻くためにY氏らの弱点を最大限利用したという玉木弁護士が法廷で明らかにした、この恐喝未遂事件の基本的な構図は的を得た、現実に合った指摘だと思います。不正が発覚したときには水面下の取引などにするのではなく、不正の事実を公にして迫及するというのが正論であり、解決の道筋であり、かぎとなるものだと信じています。

4についてであります。ただいまも資料を配られてお話がありました。人権推進協議会に参加しないことをもって公務を果たしていないと理由を述

べています。とんでもない勘違いであります。人権推進協議会の組織の方針に議会が従うべきものと決めつけているもので容認はできません。今期の議会が人権推進協議会に代表を送ると議会の側から決議したことは一度もございません。人権推進協議会の規約が、副議長を役職につけるとしているに過ぎないと思われまます。ちなみに、福祉関係の審議会からは正式に委嘱状が届き、承諾書についても私からお渡しをして、議会からの一メンバーとして参画していることを申し上げておきたいと思ひます。

この理由は、提出者が人権推進協議会を特別に格が高いと考えているあらわれだと思ひます。議会が特定の団体の支配下に入ると考えること自体、議会の自殺行為ですし、議会は憲法と地方自治法など、法と良心にのみ忠実であれというのが民主主義社会の定着した理念であります。

今回、後で審議する宮寄議員の辞職勧告決議（案）を含む3本の発議は、官製談合疑惑を解明し、かかわった濱野前議員らの責任を迫及する議員の追い落としを図り、官製談合疑惑はでっち上げだと強弁する、議会にとってかわろうとするねらいのもとに提出されたものと考えられ、到底容認できるものではなく、この不信任決議（案）がまともな理由に値しないことを強く指摘して私の弁明とさせていただきます。ありがとうございました。

○藤堂議長 西澤副議長の弁明が終わりました。

ここで、西澤副議長の除斥を求めます。

（西澤副議長 退場）

○藤堂議長 金澤議員の提案説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

4番 木村議員。

○木村議員 4番 木村です。

この文章を読んでいて、1点、疑問が湧いてきましたのでお願いします。

2番の部分で、2番の2行目が、上記告発状が返還されたということを書いておられるんですが、上記告発状というのは何のことですか。お尋ねしたいと思ひます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 木村議員の質問に答えます。

告発状というのは、山田議員も先ほど提案理由の中にありましたように、議会が議決したことに対して、12月議会で告発した。しかし、その続きであっても、これは公費が当然ついて回るわけですが、弁護士費用とか。それならば、なぜその間に、短い期間であってもこういうふうに、内容的にはこういうものが告発されたと。ただ、私の言いたいのは、なぜ一部の議員、賛成議員だけに相談して我々議員、違うんですか。上記というのは、そういう告発状の返還でされたから、その内容について説明を求めたものですよ。

- 藤堂議長 木村議員。
- 木村議員 そんな難しいことを聞いているんじゃないんです。上記告発状という言葉を読んでいるんです。上記は何を指しているか。それだけを聞きたいだけです。
- 藤堂議長 金澤議員。
- 金澤議員 上記告発状というのは、返還された告発状です、偽証罪で。
- 藤堂議長 木村議員。
- 木村議員 そしたら、その偽証罪で告発された告発状と、ごめんなさい、ちょっと言葉が悪い。その上記という言葉は要らないんじゃないんでしょうか。
- 藤堂議長 金澤議員。
- 金澤議員 上記という言葉は上のことに関連して、私たちを無視したと。議員をです。賛成議員ばかりで相談した。そして、私たち議員、反対する議員には何もなくて、賛成議員だけに相談したということを私は言っているんです。だから、議会には議長を含めて、副議長も、やはり議会で議決されて12月に告発したんなら、当然議会としてそれだけのことを報告する義務があると私はここで訴えているわけです。
- 藤堂議長 よろしいか。
ほかにありませんか。
2番 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 3番の質問をちょっといたします。
副議長不信任の決議について、Y氏が所有していたテープが重要な証拠で、かつ間違いのないものなら、なぜそのときに警察に届けるなり、相談しなかったかのかと言っているが、西澤議員は百条委員会ができたときに、この録音疑惑を解明のための証拠品として提出している。一方、録音があることを一番初めに知っていたのは宮寄議員と山田議員であると聞いていますが、このことをどう説明するか、お聞かせください。
- 藤堂議長 金澤議員。
- 金澤議員 丸山議員の質問に答えます。
このことは、やはり当初に、西澤議員がY氏から相談を受けた段階で、警察にこれを官製談合の疑惑ありということで届けてあれば百条委員会を設置する必要もなかった。ということは、検察当局に調査を依頼したら百条委員会を設置する必要もないし、公金を使って百条委員会をしてまでもする必要はなかった。だから、私はなぜそのときに警察に届け出て、こういうふうに疑惑を解明してくれと持っていかなかったのか。そういうことを言っているわけです。
- 藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 百条委員会のどうのこうのじゃなしに、既に山田議員と宮寄議員が録画テープがあるのを知っているということです。知っていたことなんでしょうね。知っていたということは、その以前によくわかっていたということなので、その辺がよくわかりませんが、もう一度説明をお願いします。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 あまり質疑の内容がわかりにくいんですけど。要するに、山田議員がそのときに知っていたということは、私は当時知りません、それは。だから、百条委員会設置のときに証人喚問したときに、山口透氏に証人喚問したときに聞いたことをですね、西澤議員に相談してしたとはっきり証人喚問したんです。だから私は西澤議員も証人喚問に呼ぼうと思ったけれども、それは実現しなかった。

ということで、当初、そのときにテープで相談されたときに、官製談合があると相談されたときに警察に行ったら、何も協議する必要もなかったんですよ。それだけです。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

金澤議員の不信任決議(案)に対しての賛成討論をさせていただきます。

西澤副議長におかれましては、憶測、推測をもとに「甲良民報」等を発行し、本当に議会、また町民の皆さんにこんらんを本当にさせる原因をつくっているのではないかなと思っております。

また、6月議会、本当に理由のところにも挙げてありますけれども、西川議員の質問に対して、反対者には説明できない。補欠選挙で上がってきた全然知らない人には説明できないと。そして、百条委員会の報告書を読んだのか。読んでいない者は物を言うなというような発言をされておりました。副議長としてそのような議員に対しての軽べつしたような発言もされております。

いいこともおっしゃるんですけども、的をすりかえるようなことを我々されて、この2年半、本当に苦労してきました。私が2年目に議長をさせていただいたときも申し送りのときに、金澤議員、先ほどおっしゃいましたけども、副議長は2年目からは新しい人に、議長は古参でという約束でされていたんですけども、3期目の西澤議員が副議長をされたということも申し送りの中に本当に入っております。我々、そういうふうに記憶しておりますので、

それを守っていただけなかったかなというようなことも感じております。

いろいろございますけども、本当にそういう策を講じた手だて、いろんなことを本当に我々、いろんな形で受ける。そういう議会の場で副議長のポストにつかれるということは、本当に遺憾に思っておりますので、賛成討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 副議長不信任について、私は反対の討論をします。

1つ、この決議（案）は、官製談合を疑惑が発覚したときから一貫して追及してきた西澤議員を追い落とすための理由にならない理由で不信任するものです。

2番目に、特に4番で言っている人権協に参加しないことをもって公務を果たしていないとしています。これについて、人権協は同和問題を中心の課題と位置づけている。しかし、同和事業が既に終わっているのです。町民同士の分け隔てのする必要はないものと思っています。ですから、人権協に参加しないことが不信任に当たるとは思いません。

以上をもって私の討論とします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 私も反対討論を申し述べます。

私と西澤議員は、理念も思想もかなり、若干どころかかなり違う議員同士だと自分でも認識しております。

しかし、この副議長不信任の決議の中で、西澤議員がご自分で弁明されていたので先ほどのみたいに長々とは……。省略して申し上げますが、特にこの3番、間違いの真ん中あたりですね、間違いのないものならなぜそのときに警察に届けたり、相談しなかったのかという部分で、あたかも西澤議員にそのテープが、あんた、知っているんだっとなぜ警察に届けなかったのかと責任をなすりつけるような決議（案）であります。

ここで、私が山田壽一議員の警察調書の覚書を一文読み上げます。

警察官や検察官にこんなことがありませんでしたかなどと聞かれて、ああ、そんなこともあったなど記憶によみがえってくるが出てきたのです。その都度事件の経過を時間的に整理してみたり、思い起こす努力をして最終的に検察官にお話をさせていただきました。

次に、山口や宮寄議員らが逮捕された後に私が新聞記者の取材を受けて、宮寄議員がなぜ逮捕されるのか、理由がわからないとコメントしていることについてです。私が出たようなコメントを新聞記者にしたことは間違いあり

ません。むろんこのコメントは事実とは違いますが、もし私が宮寄議員が逮捕される理由を知っていたと発言しようものなら、共産党の西澤議員に「甲良民報」という印刷物を使って攻撃されるのは目に見えていたからです。私が宮寄議員が逮捕される理由を知っていたと言え、なぜ事件のときに宮寄議員を議会で追及しようとししないのか、それが議長としての責務ではないのかと「甲良民報」を通じて責められるからですという調書があります。

明らかに責任をすりかえておられる。まことに遺憾な不信任案、決議（案）であります。もうこれ以上は申し上げません。

以上をもちまして、反対討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りをします。

日程第30 発議第11号 甲良町議会副議長の不信任決議（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○藤堂議長 ご着席願います。

ただいまの起立は4人です。起立少数であります。

したがって、甲良町議会副議長の不信任決議（案）については否決されました。

西澤副議長の入場を許します。

（西澤副議長 入場）

○藤堂議長 ただいま西澤副議長が入場されました。

ご報告します。

甲良町議会副議長の不信任決議（案）は、起立少数によって否決されましたことをご報告します。

ここで、西澤副議長から、ただいまの報告に対しまして何か言うことはありますか。発言を許可します。

西澤副議長。

○西澤副議長 再度信任をいただきまして、ありがとうございます。

私に課せられました副議長としての役割は、議長を補佐して議会運営が活発に進むことでもありますし、また、副議長としてのできる役割、これをさらに広げてまいりたいと思います。とは言いましても、任期は来年の1月の末であります。そういう点でも皆さんとご協力をして進めていきたいと思いません。

さらには、先ほど弁明の中で一言申し上げることができませんでしたです

けども、議会代表の役割という点では、金澤議員が読み上げられました山田議長の不信任決議、この中で引用したのは、まさに議会が県外、県内の来客なり議会を対象として来られた方を迎えるという役割は議会ではできません。そういう意味では、そのときに対応するというのは議長の役割、副議長の役割であります。そういう点では対外的に来客がある場合、議長と副議長が対応した経験、この2月からでもございます。そういう意味では議会を代表するという役割は他の他団体にそれぞれ出かけていくのが議員の、議会の代表ということで広く見る必要は私はないというように思います。あくまで議会の中で決めている一部事務組合、またそれぞれの議会への出向、こういう点では議会の決議を得ています。その点は公務と厳密に考えていきたいと思ひますし、できる限り議員の活動として、また私の主義主張に従って、良心に従って活動してまいりたいと思ひます。

同時にもう1つだけ、議会が分裂をしたとか、それぞれもめているとかいふのはありますが、もともと議員は地方自治法に基づくように対等、平等であり、それぞれ町民から付託を受けて自分たちの主義や、そして政策に基づいて活動するものであること、よくわきまえてそれぞれの論議を交わす、政策論議を交わす、そういうことが大事だということを申し上げておきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 次に、日程第31 発議第12号を議題といたします。

本来ならば、地方自治法117条の規定により宮寄議員の除斥となりますが、議長、副議長のときにも弁明の機会を与えておりますので、質疑の前に除斥をすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、発議第12号の議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第12号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月9日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 西川議員。

賛成者 金澤議員。

賛成者 山田議員。

賛成者 丸山恵二議員。

○藤堂議長 この発議は西川議員から提出されていますので、本案に対する提案説明を求めます。

西川議員。

○西川議員 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員議職勧告決議（案）。

本議会は、甲良町議会議員宮寄光一君を以下の理由により議員辞職を勧告するものです。

1、2011年4月14日、大津地裁にて甲良町談合疑惑に絡む恐喝未遂事件の共犯者と共謀認定され、犯行を否認し反省の態度は全く見られないなどと指摘された。

また、長男への扶養手当の支給をめぐり町職員に不当要求をしたと職務強要罪も認定され、懲役2年2カ月の実刑を言い渡された。議会議員としてはあってはならないことが司法の場で判決されたことは、甲良町議会の品位や町民に対する不信感はもとより、町内外に与えた影響は膨大であり、かつ重大である。よって勧告するものである。

以上、決議する。

平成23年9月9日。

甲良町議会。

私の思いもここで言わせていただきたいと思います。私はさきの補欠選挙で町民の皆様にはわかりやすく理解のできるクリーンな議会をめざすと訴え、多くのご支持を受けて当選させていただきました。

また、町民の皆様からは、議会はどうなっているんだと。町民のことを考え、行動するのが議会であり、議員ではないのか。やはりおかしいと思う。何とかならないのかと質問され、私自身もそう感じております。そのことは真摯に受けとめ、提案しました。

私は、決して官製談合を容認するものではありません。私の情報源はマスコミ報道等によるものであります。町民の方々も私自身も、議員になる前から思っていたことですが、刑事罰を受けている人がなぜ議員でいられるのか。議会の品位を重んじなければならない立場にいるのだから、やはり清く正しく身を引かれるのが筋だと思います。自動車を飲酒運転し逮捕されれば、ほぼ辞職願いを提出されているのが昨今の実情ではありませんか。

宮寄議員は議会で堂々と発言されていますが、このこと自体が町民が不信感を募らせることになっています。だから、辞職勧告するものです。良識ある議員の皆様方の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 ここで、宮寄議員に弁明の機会を与えます。弁明はありますか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

一言申し上げます。

その前に、局長、済みません。

○藤堂議長 どうぞお配りください。

○宮崎議員 ただいまお手元に配布しましたこの写真は、私が当時、2009年7月16日ですね。大津地裁で一審判決有罪の認定の根拠にされました、山口元被告が私と山崎正則と3人で、夜の8時ごろ山口宅で謀議をしたと認定されております。それは山口証言だけで認定されました。

ただいま皆さんのお手元にあります写真は、まさしく2009年7月16日の私の経営しております「くつろぎ処みやざき」の店内の様でございます。ファイル名の右の部分で、ここに時間帯が記されております。19時32分57秒から始まり、ずっと行きますと、最後は20時52分30秒。ということは8時52分30秒。まさしく山口元被告が8時に山口宅で私と山崎正則君が3人で謀議したと証言されている時間帯に、私は接客をしていました。この証拠が出てまいりました。

なぜこの証拠が出てくるのが遅かったかということ、ここで控訴趣意書の補充書を、時間がかかりますので抜粋して読ませていただきます。

これまで被告人が2009年7月16日午後8時ごろ、山口宅において3人で恐喝について謀議をしたことはないことを主張してきた。そして、原審において山崎正則は取引先の接客をしており、この謀議に参加することはあり得ないことを主張したが、被告人について、ということは私についてですね、その日の夜のことははっきりと思い出せず、店で接客をしていた可能性が高いと思うものの、それを立証する方法がなかった。

ところが、今回、いとこの宮崎正美に確認したところ、この7月16日の午後7時過ぎから9時過ぎごろまでの間店にいて宮崎正美と、その取引先の渡邊さんを接客していたことが判明したという写真でございます。

それと、この結果、私が2009年7月16日の午後7時過ぎごろから9時ごろまでの時間帯に店にいて接客していたことは客観的な事実であることは確認できた。これによりこの時刻に私が山口宅で3人で恐喝、共謀する現場に行っていないことが確定する。山崎正則も接客して飲食店にいたものであり、山口宅に行っていないことが原審の弁護側証人の証人尋問の結果から明らかとなっている。3人で共謀したという有罪判決の根拠は山口透の証言であったが、山崎正則も私も、2人とも7月16日、その共謀の現場には行っていない。とりわけ私は物理的に山口透宅に行くことはあり得ないというところで、以上により、控訴審は原判決を取り消し、恐喝未遂事件については無罪を言い渡さなければならぬと私の弁護人は言っております。

ということで、確かに皆さんもご存じのとおり、大津地裁では有罪判決を

下されたことは紛れもない事実でございます。しかし、日本の裁判制度は三審制でございます。大津地裁が下した判断は、まさしく誤りである。事実誤認であると私は確信しておる次第であります。裁判所が絶対間違わないとは言い切れません。私は無実でございます。

もう長々となりますので、以上で結構でございます。写真の方はまた集めておいてください。

○藤堂議長 宮寄議員の弁明が終わりました。

ここで、宮寄議員の除斥を認めます。

(6番 宮寄議員 退場)

○藤堂議長 西川議員の提案説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
4番 木村議員。

○木村議員 それでは、2点、質問させていただきたいと思います。

1の1行目に書かれておる、甲良町談合疑惑に絡む云々と書いてあるんですが、この談合疑惑のことは前回の議会のときに西川議員がたしか西澤議員に言われて10時間かけて、いわゆる議事録を読んだというようなことを言われておったのを覚えておりますが、談合疑惑、いろいろありました。本当に1年以上かけて百条委員会をやっていろんなことがあったんですが、僕が一番悔しいのは、その談合疑惑の議事録に書かれていると思うんですが、浜野工務店さんが特定の建設業の許可を持っていなかったという部分があります。

そこで、例えば私がどんな免許証、どんな許可を持っておるかというのはほとんどの方が知らないと思います。それに関して行政サイドは、当時の野瀬主監は、特定のところは抜かっておりましたというコメントがあったんですが、多分今出された西川議員は、私がどんな許可、あるいは免許を持っておるのかわからないと思うんです。だから、この談合疑惑に絡むというところで特定の許可を持っておられない浜野工務店さんが入札の指名業者になられたときに、何か案内があつてなつたんだというふうに思われたんですけど、そのときに浜野工務店としましては特定の許可を持っていないんですがよろしいんですかというような一言、その一言があればこんなことになっていないという部分があります。その件をどう思われたかということと、もう1点、不当要求した等職務強要罪もという部分があるんですが、申しわけないです、この不当要求あるいは職務強要という部分は百条委員会でもあのときは出てこなかったと思うんです。公判で、裁判で出てきた部分であるんですが、ほとんど裁判所の中で争われていない部分だと思います。それに関して西川議員がどこまで知っておられるのかという2点をお聞きしたいと思います。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 木村議員にお答えします。

特定建設業のところの件は、行政の方も職務怠慢もあったと思いますし、おっしゃるとおり辞退すればよかったんだろうと思います。

私は、先ほども申し上げましたが官製談合を容認する思いは1つもございません。それから、町内への扶養手当の支給をめぐる町職員ということに關しましての情報源はマスコミでございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 今、情報源はマスコミだというふうに言われたんですが、それはマスコミを信じたということになろうかと思いますが、僕から言わせれば、別にマスコミをばかにするわけじゃないんですけど、ちょっとこの議員に関する辞職勧告決議（案）を出されるという部分においてはちょっと軽率じゃないかなというふうに思います。どうでしょうか。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 お答えします、木村議員に。

私の情報は選挙に出る前からの話ですから、それぐらいしか知り得るところがないわけですよ。その辺のところではほかの人にいろいろ聞きに回るわけにもいきませんので、やはりその辺はいろんな、NHKでもあります。いろんなところで、インターネットにも出ております。新聞だけじゃございませんので、やはりいろんなところで仕入れている情報という形で、伝え漏れてくるものでないと、私は裁判所へ行っているわけでもありませんので、その辺のところはわかりかねます。よろしくお願いします。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 それでは、最後、質問させていただきたいと思います。

日にちは忘れましてですけど、先ほどから誰かが持っておられた、いわゆるビラに、山田議員、金澤博議員、西川議員、それから有志、有志一同と書いてあったのかな、おのずと残りの人はわかろうかと思うんですが、そのチラシの中に、いわゆる推定無罪ということを豪語しておるというようなことを書かれておりました。私は豪語した覚えは全然なく、今覚えておるのは、推定無罪という言葉が発したのは西川議員以下2名、計3名だと思っております。その推定無罪だからということ西川議員に言ったのは間違いはないんですが、推定無罪という言葉、それと私が言った、推定無罪やから宮寄議員は、今の状況は推定無罪やからと言ったときの、いわゆる西川議員が感じられたことを2つ、一般の推定無罪という言葉で私が宮寄議員に対しての推定無罪やからという言葉の、それを聞かれたときの見解を聞きたいと思います。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 お答えします。

あのときの木村議員の話は動議を出したときの話ですが、あんたがなぜ出したんだということを言われましたですね。それで、あの時点で私が出すのが一番いいんじゃないのという話をしたと思います。推定無罪はその後に出てきた言葉でございます。私は推定無罪って何かなというふうには思ってたけど、そういうことでございます。

○藤堂議長 木村議員、よろしいか。

木村議員。

○木村議員 そうしましたら、推定無罪という言葉は辞書なり何なり引いて確認しておいていただきたい。これは要望でございます。

以上です。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 提出者の西川議員にお尋ねいたします。

1つは、ここの理由の中にも書かれています。官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件。これは単純な恐喝未遂事件ではなくて、甲良町談合疑惑に絡むというように書かれています。この構図について、なぜ、何をもとにして恐喝に至ったのか。未遂でありますがそうなったのか。どういう理解をされているのかの説明をお願いします。これが1点です。

2つ目は、犯行を否認し反省の態度は全く見られないなどと指摘をされた。これは裁判所の判定ですが、先ほど宮寄議員も述べられましたが、裁判所が必ず事実認定をして正しい判定を下すと限りません。私も裁判のかかわりを何年かしてまいりましたが、実際ぬれぎぬで長年争ってこられて、最近では布川事件が37年だと思いますが、その無罪が確定をしました。死刑判決、無期懲役の判決でさえ三十何年間無罪を照明するのにかかっています。そうしますと、その間は有罪、犯人と見られています。しかし、その言動は裁判所の言動だけで見ることが間違いだと私は思いますが、この点で反省の態度が全く見られない。このことはどういようにあなたは理解をされているのか。これが2点目であります。

3点目は、西川議員が立候補のとき、ポスターにもクリーンな甲良町、こういううたい文句をされていました。そして、官製談合を容認をいたしませんと言われましたが、これはどういうことなのか、私は疑問に思います。それはなぜかといいますと、1つは、6月議会、公平・公正で厳正な捜査を求める意見書にあなたは反対をされました。あの文面は、検察庁に公平・公正な捜査を早く着手してくださいという内容であります。これに反対する理由がわかりませんし、そのことが官製談合を容認しないということとは矛盾しないのか。

そしてもう1つは、7月24日付で町内に新聞折り込みで配られたチラシの一面に、官製談合疑惑はでっち上げだったことが判明したと非常に大きく書いています。このことにあなたは名前を連ねているのです。そして今、この提案で官製談合を容認するつもりはないというのはダブルスタンスです。二枚舌です。町民を欺く行為です。確かに金屋の一部の方ですが、こんな人とは思わなかった、こういう声が出ています。官製談合を容認する西川議員ということの名指しで聞いた方もございます。そのことに恐れて官製談合を容認するつもりはありません。わざわざ言ったに過ぎません。そしたら、この6月議会の公平・公正で厳正な捜査を求める意見書に反対されたことを撤回されるのか、このことです。

そして、7月24日付で町内に配られました印刷がされています。官製談合疑惑はでっち上げだったことが判明した。これが大きく書かれています。この署名にも撤回するということなのですか。3点、お尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 西澤議員にお答えします。

恐喝未遂事件云々に関しましては、先ほど宮寄議員が写真を出されましたけど、同時刻のときには山口被告と会っていたというような話のところの絡みと、これから問題になってくるんじゃないのかなということにも思います。それが本当なら彼は無罪になるはずなんでしょうけど、その辺がどうなっていくのかということでございます。

それから、全く反省の態度は見られない云々のところで、実刑を言い渡された段階で高裁の方へ上告されていますので、今、彼は争っているんだと思います。

それから、私が官製談合を容認するかのような発言をしたというふうに思われているというところの話がありますが、私は6月議会でも申し上げましたが、浜野工務店が仕事をとったことは間違いだということをはっきり言わせていただきました。私が反対したのは、弁護士費用がむだだろうという形で反対したわけです。

以上でございます。

でっち上げに関しましては、現状で私自身が先ほど皆さんがそういう形がいいんだという形の中で戻っていますが、返還されているという形の中からは来たときの私らの判断で、戻されてきたんやなという形の中から、これはでっち上げになるんじゃないかなというようなところでございます。それは、皆さんは返還されたという理由の取り方が、私のところが浅かったのかもわかりませんが、そういう形のものでございます。皆さんは文章を作成され

て再提出されているという形だと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすれば、最後の方から再質問いたします。

そうしますと、認識が間違っていたからということで7月24日付で出されたチラシの中の官製談合疑惑はでっち上げだったことが判明したということについては、あの署名から西川議員の名前を削除するということが理解をされているのですか。このことについて答弁願いたいと思います。

それから、クリーンな議会、そして官製談合疑惑を容認しないという、今発言がありましたが、このことと6月議会で提出した検察庁に求める意見書は、弁護士云々の話ではありません。公平・公正な、厳正な捜査を進めてくださいという内容の意見書であります。このことについて反対をされたんです。弁護士費用のことではございません。このことについて再度撤回をされ、官製談合はだめだという立場で活動を始めるのか。そうしますと、踏み絵としてはこの意見書、6月に出された意見書に反対したことについては本会議で反対をされましたので、本会議で訂正をするという表明が要ります。もう1つの7月24日付で町内に折り込みされたチラシの中には、官製談合はでっち上げだった。つまりなかったということにあなたは署名をされている。そのことについては撤回をするということでもいいんでしょうか。2点、よろしくをお願いします。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 お答えします。

文書の作成のところでの、反対したじゃないかというところですが、私は弁護士費用で反対したと言っていますのは、あのときはたしか一括上程されたと思いますので、その中での思いは、私は弁護士費用がむだだという形で反対しました。

それから、でっち上げの件に関しましては、今後の裁判の行方を見守りたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 はぐらかされましたね。1つは、裁判の行方を見ますということではなくて、既に町内に、すべての新聞に折り込みがされています。官製談合疑惑はなかったというのが一面の一番下に書かれています。このことは、私の気持ちは西川議員が認識を変えてこういう署名、つまり3名プラス議員有志一同、一同って誰のことか、議員は実名を出す必要がありますが、そういうところに西川議員が名前を連ねているんです。認識を変えるならば、私はあのチラシの中の西川誠一は抜きますという表明をいただきたいですし、玉木弁護士との一括上程はありません。玉木弁護士の費用の上程は補正予算

での上程であります。その後審議が進んで意見書として提出がされてきて、論議があり、採決がありました。明確に分かれています。このことについて、その2点、認識を変えていただく。官製談合はやっぱり甲良町ではっきりと追及をして解明をしなければならぬんだというように認識を変えられた。変えてほしいと思いますが、変えられたのかどうかの答弁をお願いいたします。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 変えろ、変えろと言われますが、私の認識は変わっておりませんので、官製談合はあくまで認めるわけにはいきませんが、甲良町の官製談合があったというふうには、私は今思っておりませんから、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

○藤堂議長 一般質問の通告で、議員と行政との場合には3回に制限をさせていただいておりますけども、このような場合、そういう制限はありませんので。

西澤議員。

○西澤議員 これについても議長の許可で発言されるということでもあります。最初に言ったことと最後に言われたこと、途中で違っています。つまり官製談合というのは宙に浮いた話ではなくて、百条委員会で審議をして、そして結論が出た問題で、あれはなかったということを最後に言われます。そうしますと、官製談合は容認したことになります。この点でダブルスタンダード、つまり立場がこっちではああ言う、こっちではこう言うというように、官製談合は容認しないというように言われたのなら、この厳正な捜査をして関せ員談合が検察によってなかったというように証明される必要がありますから、この6月議会で提出をした意見書には賛成をすべき立場ではなかったのでしょうか。

もう1つ、7月24日には明確に名前を連ねて、多分文案をいろいろ考えた結果、西川誠一議員の名前を連ねておられると思いますので、そこの見解はもう一度お尋ねいたします。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

前回の6月議会で、金澤議員が一般質問ではないときに質問されていたときに、4回目ですのでだめですと議長の口からはっきり私は聞いております。3回以上の質問はさせないという、却下されたことは私も覚えておりますので、この議会だけ、西澤議員だけ特別許可を与えるということは、私は遺憾に思っております。撤回してください。

○藤堂議長 お答えしておきますけど、同じ質問に対して3回以上というよう

なことです。答えておらないし、質問の内容が違っておりますので許可をしているわけです。

金澤議員。

○**金澤議員** 質問内容は、ちょっとは変わっても同じ質問をしているんです。西川議員、本人はこの官製談合は自分自身はなかったと。それでいいんじゃないんですか、自分の判断だから。私ども全部反対しましたよ、少数意見で。あつたら証拠を出してこいと。確信的な証拠を出してきてここで議論するのならよし、憶測と推定に基づいた、こんな官製談合の議決は認めないと言ったのは私です。正直に出しましたよ、確かに。だから、それは議員の、個人の自由です。だから、それを今西川議員に、西澤議員は強制しているように聞こえるんですよ、これは。そしてまた、今、山田議長が言いましたように、私はこの返還書のことを質疑のときに、西澤議員が答弁したときに4回目で、もう4回目で打ち切りと言ったんですよ。議長はそれを認めて打ち切ったんですよ。私、12項目しようとしたら議長は途中で打ち切った。だから、今の発言も、そんな使い分けただめですよ。やっぱり議長として毅然たる態度で、だめならだめ、はっきりしてくださいよ。それと、前回の私の発言は、延長してよろしいんですか。

○**藤堂議長** いや、私は多分質問の内容が違ったから許可したというふうに理解しておりますので、その点ご理解を願いたいと思います。

ほかにありませんか。

議事進行。

○**西澤議員** 私の最後の質問に西川議員は答えていただいております。最初に提案をしたときのお話と、それから答弁のときのお話が違っています。そのことの矛盾点を説明していただきたいということで、私、聞いておりますので、よろしくお願いします。

○**藤堂議長** 西川議員。先ほど答弁されたことと違うと言うんですけれども、再度同じ答弁でしたら結構ですし、違う見解があつたら発言してもらおう。同じ答弁らしいですので、今の質問は取り下げてください。

ほかにありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 先ほどからこの議会を聞いていて、何か腑に落ちないものを感じます。やはり議会というのは、質問に対して正確に答える。答えをして、質問の中には町民という大きなバックのもとで上げておる議員です。ですから、もっとクリーンな議会をできるように、質問は今途中でとまっています。何回も同じことでも、やはりきっちり決着をつけてから終われるようにしていただきたいと思います。

○藤堂議長 これは要望として聞いておきます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 西川議員の宮寄光一甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)に賛成討論いたします。

先ほど申しましたように、まさしく西川議員が提案理由を申し上げたとおりです。宮寄議員におかれましては2月の臨時議会においても町職員である自分の息子、長男に、職員の父の妻の父、いわゆるおじいさんの扶養手当を要求し、手当を支給させたことで議員辞職勧告が提出されていることは皆さんご存じのとおり。しかし、一部の議員らの意見によると、その当時の町長や総務主監の対応が悪かったなどと反対され、4対4で、議長までが職務強要は認めていないなどと意見を出し否決された例があります。

私は2月から今日まで、議会が終わるたびに地元の支持者から、宮寄はまだ議会にいるのか、議会は何をしているんやと、そういうことを、逮捕され、起訴されてもまだ議会にいられるのかと。そういうご質問をいつも受けています。だから、自分は無罪を主張していても、検察に逮捕され、起訴された場合に、実刑もおりにています。そして、インターネットで9月9日に結審して10月7日には判決が出る予定だそうです。その結果がどうであれ、やはりここまで甲良町民をいろいろ疑惑の的になった議員でありますので、ここは潔く判決を待たずにみずから辞職していただくと私は申し上げまして、賛成討論とします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 私も賛成討論をさせていただきます。

私も前々回、3月の議会で辞職勧告決議を出させていただきました。そのときはまだ大津地裁の判決もおりにいなかったの、職務強要、扶養手当の強要をしたということの理由だけで上げたんですけども、大津地裁で2年2カ月という実刑を得られ、不服として大阪高裁へ上告しているんですけども、先ほどの写真でも、2009年に行われたやつが、それまでにこの写真が、2年近くになるんですよ、2年以上になるんです。この写真がなぜ出てこなかったのか。2年も焼き増しをしないカメラ、そういうのが、我々はメカにはあまり詳しくないんですけども、うちの家では考えられないことです。2年も焼き増しをしないとか、そういうほったらかしにしているとか、プリン

トアウトしないというのはなかなか考えられないと。その間に私、宮寄議員の店に何回かお邪魔したことがありますけども、そんな店の中で写真をばちばちばち撮るような店でもございませぬし、誰が撮ったのか、どういふふうな状況にあるのかわかりませぬけども、今ごろになってそれを出してくるということは、自分が裁判中でも、大津地裁の裁判中でも、撮った人はわかるんですよ。大体こういう写真が写っているやろうと。そういう物的証拠を、私は今の配布されたやつを、本当に私たちにいただいて、私は調べてみたいなど実際は思っているところでございます。

私は実際宮寄議員からいろんなことを当時聞いて、これがこうだったんだなという、後々実感はしております。私が議長当時、議場で西澤議員に対していろんな暴言、また暴力行為、そんなこともありましたけれども、我々議会の仲間として擁護はしてきたつもりなんですけども、今回のことは、西川議員が言われるように辞職勧告が本当に、辞職が適正ではないかなと思っておりますので、賛成討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに。

建部議員。

○建部議員 反対の討論でございます。

この理由を見ますと、2つあります。職務強要事件、そして脅迫未遂事件であります。この2月4日の臨時会で、今、山田議員が申しましたが、この職務強要事件で辞職勧告が出されました。私は辞職に値しないというので反対討論をした経過があります。もともとこれは被告発人、4人おられますが、その方々から訴えられて3人が逮捕されたんです。それが脅迫未遂事件で逮捕された。その脅迫未遂事件の捜査の中で、そのついでに出てきたのがこの職務強要事件です。その捜査の過程で1年も以前の、息子の扶養申請で恐喝をして、そして職務強要して手当を受けていた。だから、そのことを宮寄議員に対して脅迫未遂だけでなく、ほかに何かないかというので当時の山崎義勝町長、野瀬喜久夫総務主監、それらがこんなこともありましたと訴えたのが職務強要事件です。内容は、息子の扶養申請にありました。当時の山崎町長は認めていたんです。そして、総務主監も認めて、もちろんここにおられる山本総務課長も認めての話です。ただ、その過程で暴言、暴力と威嚇のあったことは事実です。これは許しがたい事態ではありますが、いずれにしてもそれらは町のトップに認められて扶養手当が支給されていたんです。

ただそのときにさかのぼっての支給があったので、当時の総務主監と山本総務課長は私費、ポケットマネーでその手当を出した。補填をしたんです。それを野瀬主監に警察が被害届を出せと。扶養申請、扶養手当によっておまえたちが私費を出したということは被害だから被害届を出せというので、実

はこの職務強要事件というのが発生してきたんです。それは1年も前の話を山崎、野瀬、被告発人によって訴えられて、その恐喝未遂事件の捜査の過程で併せてそれが発覚して、そして再逮捕ということになったわけです。

本来、申請があって、これはだめですと、法に触れますということであれば、どんなに暴言を吐かれても、脅迫されても、毅然として断るべきなんです。それを認めたことによって実は1年近く扶養手当が支給されている。本来そこではっきりと断っておけばこんな事件は起こらない。そこに私は当時の山崎町長、野瀬総務主監の瑕疵があった。そういうふうに思っております。

ですから、これは確かに言葉の暴力や威嚇は許しがたいことではありますが、これは行政にも大きな瑕疵があります。それによって職務強要事件というのは出たんです。だから、私は、それは辞職には値しないという反対討論をしたんです。

それともう1つ、脅迫未遂事件。これは4人の被告発人から訴えられて3人が逮捕されました。3人が共謀して逮捕。Y氏が逮捕されて、Y氏の供述によって後の2人が逮捕されたんじゃないんです。3人一緒に逮捕されているんです。これっておかしい。その4人が、3人が共謀してというので訴えて同時に3人逮捕されたんです。その裁判の結果、有罪判決が出た。2年2カ月の実刑判決です。しかし、本人は無罪、無実だと言って控訴している。私もそのことには確信があります。絶対共謀してやっていないという確信がありますし、本人の無罪を信用しております。

ですから、今控訴している最中です。控訴審でもし実刑判決が出て、2年2カ月になるか、またどれぐらいになるかわかりませんが、収監された時点ではおのずと辞職は強いられるものなんです。国会議員でも実例がありました。収監される間際まで議員を務めている議員がおりました。そういうことで、控訴審で実刑判決が出て、そして収監されるという時点まではやめないでもいいんです。やめる必要はないんです。それを、今、辞職勧告が出ているわけですが、これは道義的にとか、そういうことも言われますけども、本人はやっていない、共謀していないと無罪を主張しているんですから、当然これは、これに対しては、今控訴中ではありますが、さらにその上級の裁判にも訴えるだろうと思えますけれども、先ほど意見の中でもありましたが、裁判所も確かなものではありません。裁判官も神の子ではありません。人の子であります。間違いも犯します。最近は検察でも、自分の書いたストーリーどおりに物が動くように、最近ありましたですね。そういうことのように必ずしも司法は公正だと言い切ることはできません。ですから、本人がやっていない。控訴している。その期間はやめる必要はない。よって今回の議員辞職勧告については反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

私も12年近くの私の議会議員生活で、議員辞職が議題になったのは今年2月の濱野議員と宮寄議員の2件だけであります。その理由とされた非行に関して比較をすれば、濱野前議員は建設業法違反についても兼業禁止違反についても一切の自分の非は、そして責任も認めず、行政が悪いと繰り返して反省の態度は見られません。議会でも公判でもそうでありました。そして、兼業禁止については2カ月後にみずから黒の判定を下していくことになりました。

一方、宮寄議員の問題とされている職務強要の行為は、今、建部議員が詳しく述べられましたが、この問題は、私は強要の行為、暴力的な行為は容認できるものではありません。しかし、そのことをもって議員の資格はないと判定できるものではありません。併用審議が進んでいる恐喝未遂事件については無罪の主張をされています。9月2日の大阪高裁に私も傍聴に行っていました。大阪高裁の裁判長の裁判指揮は、地裁での証拠が出ていない、これだけをもって却下をする。こういう証拠書類の、弁護士側の証拠書類の提出をそういう理由で却下をしました。つまり、一審が本当にまともに、十分な審議がされているか、こういう角度で高裁が審議をされていないことは私は目の当たりで見ました。弁護士が続けてその無罪主張と証拠の提出を求めると、もうよろしい。判決の日を決めます。こういう、非常に強硬的な姿勢でありました。つまり十分な事実認定を行いながら、この恐喝未遂事件が本当かどうか。刑事事件に値するかどうかという点で審議がされていないということを私、目の当たりで見えてまいりました。

そういう点では無罪主張をされているところでありますし、このことは辞職勧告の理由に当たらないというように思います。談合しているという録音が判明した後のもみ消そうとしたこと、また、山崎町長を擁護しようとしたことは政治的に、私はそういう立場に立つてはならないと考えるものであります。また、そういうことが町政の場で、議会の場で許されるはずがありません。玉木弁護士が明らかにしたように、この政治的に擁護をしようとした行為を、官製談合を仕組んだ4人によって官製談合をぼかすために刑事事件にすりかえられた構図は的確な指摘だと思います。つまり、官製談合がなければ3人の逮捕もなかったのです。前局長が命を絶つこともなかったのです。職務強要について強要罪、謝罪の意を明らかにしておられます。公判でも真摯にこのことを語っておられました。何よりもその反省を官製談合の追及、不正を許さない甲良町へと、また不十分だと思いますが、踏み出していると

私は見ています。町政の場での裏取引や不正の温床を根本からなくす立場で活動してほしいと心から願っています。

一度の誤りは、町民にとってはなかなか払拭できない。そして、その信頼を回復するには長い年月がかかるし、信頼回復ができない場合もございます。その点では本人の努力にかかっています。その上で議員の信頼を傷つけたことに対して身の処し方はみずからが決断していくものと思っています。議員辞職勧告はどの角度、どの法律から見ても議員の立場と両立しないと判断をしたとき、議会が議決されるべきものだと考えます。

先ほど私の弁明のときに言いましたが、今回の3つの発議はすべて関連をしています。それは官製談合追及の議員を少数派に追い落としたいとの思惑が働いていると見られることです。正副議長不信任の理由のほとんどは官製談合疑惑にかかわる理由にもならない理由を述べて、ゆがめて問題にしていることでもあります。このようなねらいには断じてくみできないことを表明いたしたいと思えます。このことで反対討論としたいと思えます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りをいたします。

日程第31 発議第12号 宮寄議員の甲良町議会議員に対する議員辞職勧告(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

ただいまの起立は3人であります。

したがって、宮寄光一議員の辞職勧告(案)については否決をされました。

宮寄議員の入場を許します。

(6番 宮寄議員 入場)

○藤堂議長 ただいま宮寄議員が入場されました。

ご報告します。

宮寄光一甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)は、起立少数によって否決されましたことを報告します。

ここで、宮寄議員からただいまの報告に対しまして何か言うことはありますか。発言を許します。

宮寄議員。

○宮寄議員 ただいまの議長の報告によりますと否決されたということで、議決してくださった皆様方には私の無罪というよりも無実を信頼してくださっ

たと信じております。

先ほど少し、ちょっと時計が目に入ってしまったって1つ言い忘れたんですけども、弁明の中で。山口元被告は、この議員さんの中の何名というよりもある方に、宮崎は関係ないと、今になってでございますが、証言されております。その報告は私の弁護人であります玉木弁護士も承知していることです。ただ、裁判所はその証拠をもし上げた場合、証拠として採用する、しないはわかりません。ということで、こういう私に対する辞職勧告が出たということは真摯に受けとめております。

しかし、先ほど提出者の西川議員から言われました、私のような立場で堂々と発言しておられると申されましたが、私も支持者がございませぬ。議員として堂々と発言するのは当たり前だと思っております。今後とも正真いたしまして議会活動に専念したいと思っております。

以上です。

○藤堂議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時55分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 藤 堂 一 彦